

◎齋藤長三氏編佐渡政党史稿批正の弁

野澤卯市述

昭和十五年初秋の交 齋藤長三氏、予を新潟の寓居に訪れて、私は這度 佐渡政党史の編輯を企てたのであるが、是非あなたの御協力を願ひたいと云はれた、予は之に答へて佐渡政党史と云へば佐渡に於ける各政党派の史実を網羅編輯するの業となるから其資料の取捨選擇文飾筆致等の上に於て公平を期することは至難であろう、寧ろ君は佐渡政友会史を予等は佐渡民政党史を作る方が容易であろうと、然るに齋藤氏曰く政党解消後の今日 政党史を編纂するに於て過去の政党感情杯に捉はるゝ要なきは勿論 之を編纂するに當っては専ら公平無私なる史家の使命を厳守し誓つて愛憎偏頗の擧に出づるが如きことは断じてしないと。ここに於て予は其の誓言を信じて協力を為すことを約した。

其翌 昭和十六年春、著者は大正時代頃迄の原稿を携へ来て予に示されて云わるゝには 自由党以来 政友会側に属する史料は蒐集極めて容易なるも改進黨系統の資料は殆ど入手の便を得ず、史東としての体裁を欠くこと夥しい 依つて其の方面の取材は一に貴下をお願いしたいと云われた、予は之に答へて敢て其労にあたるの責任は持てないが改進黨以来遭逢の跡についての予の知れる限り口述することにしよう、二回（二日）に亘つて大略を語りほぼ其の要を尽くしたのであった、其後又著者は記憶再現の為 是非要点を書いて貰ひたいと懇囑して来たので、止むを得ずこれを認め前後二十五回送稿した。

ところが著者はその第二回の稿に於いて予の与へたる口語及び記述を材料として種々構想を加へ、或いは筆意に精粗軽重を現はし或いは寓意に託して他党を貶し甚しきは取捨を恣にし歪曲改竄至らざるなしと云う有様、一例を挙げれば自由党關係に於いては其濫觴及び口動期中の長き過程に於いて詳細綿密を極めて居るに不拘、改進黨のそれに対しては一も其の原因経過を記するものなく単に創立当時の概況を記せるのみであつて、予の送稿せる改進黨生誕の原因経過（前帝室編修官渡邊幾治郎著 明治天皇と立憲政治及び明治天皇と輔弼の人々より抜粋せるもの）等は悉く没書の厄に逢つたのである、予は其他多数の事実に対して、屢々督促警告又は要望を為したるも常に馬耳東風、気に留められざるものゝ如くであつた。こゝに於いて予は到底共に有終の美を為すことの不可能なるを見極めて 昭和十八年九月二十三日、書面郵便を以て協力謝絶の通知状を發したのである。

〔通知状は「佐渡政党史編纂に付野澤卯市氏と分離の止むなきに至りたる経過の概要」稿末に収録〕

註（著者が当初の心境は真に史家の本分を厳守する意志であつたであらうが其業の進むに従ひ自ら政党時代の境涯に溶け込んで不知不識の間に深淵に溺れたものゝようであつた）

其後著者は書簡を以て 又人を介して予に了解を求めて来たが、予は書面や人傳にては意を盡されぬから直接面談ならば敢えて辞さない、但それには最初の誓言通り正しき史家の立場を把らるゝことの厳正なる条件を要すと回答したのであつたが、其后約一年余を過ぎても会見の機会はなかつた俛遂に著者は急逝された。

著者の逝去に依つて後に遺るものは、佐渡政党史稿であるが其史稿なるものが、前述の如く又後に列挙するやうに、偏頗不公平に充たされているのを其僣容認黙過せんか、明治、大正、昭和（十五年迄）の三代に渉る政治上の真事実を歪め将来世を惑すの因となる、斯くて協力者たる予も亦責任分担の罪に服さなければならぬことから（予が協力謝絶の事は世間に知られて居らぬ）との更正の償ひは当然予の負ふべきものであることを痛感するに至つたので、以下著者記述の項に遂いて触れ弁妄更正の筆をとることに決した次第である。

著者の原稿

○立憲改進黨の創立

明治十五年三月十四日 大隈重信は河野敏謙、前島密、北島治房、小野梓、牟田口元学等と相謀り東京に立憲改進黨を組織し 其の趣意書を發表した。

立憲改進黨約束

第一章 我党ハ名ケテ立憲改進黨ト称ス

第二章 我党ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ之ヲ団結ス

一、王室ノ繁榮ヲ保全シ人民ノ幸福ヲ全フスル事

二、内治ノ改良ヲ主トシ国權ノ擴張ニ及ボス事

三、中央干涉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツル事

四、社会進歩ノ度ニ随ヒ選挙權ヲ伸潤スル事

五、外国ニ対シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ廢クシ通商ノ關係ヲ厚クスル事

六、貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ指スル事

次いで三月十六日、改進黨は東京木挽町明治会堂に於いて其の結党式を挙げ大隈重信を総理に 河野敏謙を副総理に推し 小野梓、牟田口元学及春木義彰を掌事とし茲に其組織が出来た。

明治二号●立憲改進黨の創立 [十五年三月十四日]

著者のこの記述に対して予は左の原稿を送った

明治十四年十月自由党の結成に次いで十五年三月 大隈重信一派の立憲改進黨が組織せられた。これ我憲政史上に二大政党対立の端を開いたのである。之より先き国会開設の請願運動が大に勃興し其勢ひ天下を風靡せんとするの概あるを見て、政府は之を嫌忌し集会条例を發布して政社の取締を厳にし、又官威を擅にして言路を閉塞する等、百方其防過を講じたのであったが、却て民論は益々沸騰するばかりであった。

此時 英明果斷に生じます明治天皇は速やかに明治八年の詔（世に立憲漸次の詔と云ふ）を訟いて立憲政治を実現せしめねばならぬが、それには予め諸般の準備を整へる必要があるとの聖慮から各参議に勅して立憲政治実施に就いて各自の意見を上らしむることゝなつた。これ実に明治十二年十二月のことであった。この勅令に應じて最先に意見書を上つたものは山縣有朋で、黒田清隆、山田顕義、井上馨、伊藤博文の各参議、元老院議長 大木喬任と相前後して意見書を捧呈したが、これ等各重臣の意見は区々ではあるが何れも保守的でどこまで立憲政治を理解して居たかが疑問とせられる位で最も進歩主義と云はれた井上でさへ憲法を定めるには先づ民法を編纂せねばならぬ、それには元老院を廢し華士族及び勅選から成る上議院を設くべしと云ひ、伊藤も元老院の改造と公選検査官の設置を提唱したるに過ぎず、下院の開設に言及した者は一人も居なかつた。従つて憲法はどうして制定するか、その定義は如何、国会は何日開くかと云う具体的問題に就いては一つも觸るゝところがない。これでどうして天皇の鴻案を翼賛し奉つて国運恢弘の大策を建つことが出来やう、此状勢を一変したのが大隈参議の建言に依つて喚起された廟室の波瀾と明治天皇の宸断とであつた。

各参議の意見書は出揃つたが何れも満足が出来ないものばかり、それに参議主席の大隈重信がまだ何も提出していないので明治十四年三月になつて天皇は有栖川左大臣織仁親王に勅してこれを督促せしめられた。大隈は之に対して私は各参議が御前に召さるゝ時 親しく意見を奏上致しませう、文書は意見を盡さないばかりでなく外に洩れる虞があるからと、お答へ申し上げたが天皇は御聴しなかつたので遂に意見書を録して親王によつて之を上つた。これが有名の大隈参議の国会開設意見で本朝在野に大波瀾を巻き起こしたものである。大隈は之を上るに当たつて陛下に奏上しない中は誰にもお見せにならないやうに

と願ったのであったが、親王は御覧になってその余りに急進的なるに驚いて之を三条、岩倉に示した後天皇に上られた。大隈の意見書の要点は、第一 国議院開立の年月を公開せらるべきこと、第二 國人の輿望を口して政府の頭官を任用せらるべき事、第三 政党官と永久友とを区別する事、第四 宸裁を以て憲法を制定せらるべき事、第五 明治十五年末議員を選挙せしめ 十六年首を以て国議院を開かるべき事、第六 施政の主義を定めらるべき事、と云う六ヶ條で他の参議のそれに比すれば天地月亀の差があったので、廟堂を驚かしたことは意想の外であった。殊に伊藤の憤慨は一通りでなく、大隈が多年同志の我々に謀らないで独断で急進意見を奏上し、我々の主張と極端に背馳する以上は共に朝に立てないと云って病と称して参朝しなかった。天皇はこの紛争を聞召されて元来大隈の意見書は他に見せてくれるなどといって差出したものを伊藤に見せたから怒り出したのだと、御不満であらせられたということであったが、後幾ばくもなく両者の間に和解が出来て伊藤も出勤するやうになった、ところが此問題と相前後して北海道開拓使官有物掛で事件なるものが起った、これは開拓長官 黒田清隆が明治二年以来政府が一千四百万円を投じて施設した緒種の大事業を僅々三十万円 而も無利子三十ヶ年払という条件を持って薩人 五代友厚等に払下げんとするものであった。此不当処分に対して最初に反対の烽火を挙げたものは大隈参議であった、大蔵卿 佐野常民も亦之に賛成した、大隈は此の種の弊害を根絶するには早く国会を開設するの外なしと高唱し福沢門下の俊英と相呼応して国会開設の急務なるを力説したのであった。かゝる間に同年七月下旬明治天皇は奥羽北海道御巡幸の途に上らせ給うことゝなつたので此払下問題は陛下親しく御臨檢の上その許否を決することゝし、当の責任者たる黒田参議と反対の主唱者たる大隈参議は、有栖川織仁親王と共に聖駕に供奉することゝなつた。この大隈不在中に天下の形勢は一変した。即ち大隈の国会開設意見書が開拓使官有物払下問題にからまって、薩長藩閥に對して攻撃の聲が盛んに起り、大隈参議の声望独り揚がって、斯人出ずんば天下趨勢を何せんと云う有様とまでなつたので薩長要路の人々は、これよりいたく大隈を憎悪するやうになり、遂にはこれを以て大隈の天下取りの陰謀であると詛ひ、甚しきに至つては、福沢諭吉を謀將とし、岩崎弥太郎を兵糧方とし、政界流浪の徒を集めて政府転覆を謀るのだと言觸らし、一方之が対策として大隈を罷免し只其主張を奮つて我武器となし、国会開設の日を定め、北海道開拓使払下を中止して人心収獲の策に出でねば政府維持することは出来ぬということに評議一決し、十月十一日車駕還幸の日を以て政府は即夜御前會議を奏請し、三条、有栖川、岩倉の三大臣、寺嶋、山縣、伊藤、黒田、西郷、井上、山田の緒参議が集まって先ず開拓使及省物払下中止、大隈参議罷免、国会開設の三事を奏上した。天皇は大臣等の奏上を聞召されて、かくては薩長が連合して大隈を排斥したと云うことにならぬか仰せられ、また大隈の陰謀と云うがそれには証拠があるかと御下問あらせられた、岩倉は証拠調べは止めて戴きたい、陛下若し薩長を信用なされないときは内閣は忽ち破裂致しますと奏上したので天皇が事情が分明であれば止むを得ないが曖昧のうちに処断するのは宜しくない、誰か行って大隈を論したらよかろうとの仰せで伊藤と西郷とが深夜大隈邸に馳せて辭職を勧告した、大隈は其旨を了としたが何れ明日参内して天皇に拝謁し直かに奏問致しましよと答へ、明朝参内しようとしたが既に政府の手が廻つて皇居の門は堅く閉ざされて入ることが出来なかつた、大隈は後にこの時のことを回想して我が輩は明治の菅原道真さ、明治天皇が在しなかつたらこの首もどうなつたか知れなかつたといつていた。

斯くて大臣参議等は大隈の罷免、開拓使払下の中止と共に国会開設及び其の準備のことを奏請した。

其の要は

- 一、速やかに国会開設期を天下に提示する事、
- 二、民間間に私議を逞ふし跋扈事変を煽動する者あらば処するに国法を以てすべき事
- 三、憲法の標準は建国の源流により皇室の大権を墜さざること
- 四、元老院の組織を連張し他日国会と平衡を得せしめ陸海軍は帝王親ら統帥する事

等であった、天皇之を嘉納し、来る二十三年を以て国会を開設すべしとの勅許を発し給ふたのは翌十二日のことであつた。

この日参議 大隈重信、農商務卿 河野敏謙以下大隈の与党は悉く官を免ぜられた。

所謂十四年の政変と称するものはこれである、一年前まで薩長専制の夢を趁ふて、下院開設のことに言及だにしなければ各参議が俄然心機一転したかの如く、斯くも具体的の意見を奏請したことは一つに大隈の建白に余儀なくされたものである、従来 板垣退助等の国会開設運動は逐年其勢いを逞ふして来たけれども薩長藩閥を根軸とする廟堂有司は三條 岩倉を擁して専制の基礎を固ふし眼中民論なしという有様であつた、此時若しも大隈が此挙がなかつたならば我憲政の形態は或はどんなものになり行つたか分からないのである、故に我国立憲政治促進の道程に於ける功績は野に在つては板垣退助等の国会開設願望運動と、朝に在つては大隈重信の憲政急進論提唱の賜であるといつても敢えて過言ではあるまい。

この政変に依つて大隈の下野するや、農商務卿 河野敏謙、判事 北畑治房、郵便総監（今の通信大臣）前嶋密及び矢野文雄、小野梓、牛口卓造、犬養毅、牟田口元学、尾崎行雄等相率いで辞職した、大隈は維新の功臣中最も門下生の養成に力めた人で、而も其門下生たるや多くは当時の新知識を以て誇る優秀であつた、その俊秀を率ひて野に下つたのであるから朝野齊しく其挙動に注目したものであつた。果然 彼は其翌年十五年の春 政党組織の計画を發表した、当時天下の待望は彼れの一身にあつた、其の大隈が風雲を靡きつゝ、蹶起したのであるから政党組織の準備計画は実に順風満帆の觀を以て速進し、三月十四日立憲改進黨趣意書を發表し四月十六日木挽町明治会堂に於いて結党式を挙げ総理以下役員を決定し其團結の基礎を固めた、其の政綱及び役員は左の如きものであつた。

政 綱

[上記立憲改進黨約束に同じ]

立憲改進黨役員

総理 大隈重信 副総理 河野敏謙 幹事 小野 梓
牟田口元学
春木義彰

斯くして中央に立憲改進黨の組織せらるゝや、従来その思想行動が余りにも過激であると一方に非難されて来た自由党とは其系統を異にし、秩序ある進歩を標榜する穩健なる新党が出来たので各府縣共之に響應するものが多く、執中本縣に於ては上越方面の有志が魁けて之に参加し兼て頸城自由党を名乗つていたもの、中にも之を脱して入党せるものがあつた、十五年十二月上越改進黨と称する政治結社を組織し、室孝次郎を幹事に推し中央の改進黨と氣脈を通じるに至つた、尚同月 魚沼三郡を区域として関矢孫右衛門、目黒徳松、石坂平八郎、岡村祥、岡田龍松等に依つて魚沼改進黨が組織された、中越では山口権三郎、内藤久寛、下越では佐々木松坪、樋口元周、玉井真太郎、坂仁一郎、等多数有力者が続々党籍を置いたが未だ政社組織の運びには至らなかつた。

改進黨最初の縣下遊説は明治十六年一月 小野梓、吉田臺六の来越であつたが、□□は其前十四年中 自由党の板垣退助、馬場辰楮の兩名 十五年には同じく高橋基一が縣下各地を遊説して同志の獲得に努めた後であつた為、花々敷 形容ではなかつたが、一般的には縣民の同情を惹いて、地下の潜勢力は此時大いに培はれて党勢は逐次擴張された。

明治十八年には前年政治教育の目的を以て大隈に依つて創立せられた東京専門学校（今日の早稲田大学の前身）第一回の卒業生を出した、其中縣下では川上淳一郎、廣井一、大沢邦太郎、上野喜永次等で各々郷里に歸つて各地に講演会演説会を開き 或いは新聞雑誌に執筆して盛んに憲政の主旨を闡明し改進黨の主義精神を鼓吹した、之が為に縣下の党勢は大いに揚り、旧自由党との抗争次第に激烈を加へ十九年頃には

殆ど旗鼓相当の形勢となり、同年三月行はれた縣會議員半数改選には本縣最初の兩派對立戦を演出し而も議員の議席は兩派同数の結果を示した（永木千代治の新潟縣政党史を見よ）

明治二十年中改進黨の山口権三郎、市嶋謙吉、内藤久寛、久須美孝三郎、本間新作、坂口仁一郎、小崎懋、牧口莊三郎等の有志は殖産協会と称する一団体を組織した、此団体は其名の如く政社ではなかったが其会員は改進黨の錚々たる人物ばかりであった、此会合の席で内藤久寛より石油事業開設の有利なることを話題に供し山口 久須美始め会員多数の出資によって株式会社を組織することになった。これ実に日本石油会社の創立で我が国石油事業会社の鼻祖であった。

以上は予が著者に送稿した原文の儘である尤も文体を同様にすることは宜しけれども要点を失はぬ様にと注文したのであったが殆ど顧みられなかった。

著者の原稿

○第七回新潟縣會議員選挙

羽茂郡一名（外に前回の留任者 中川勘太郎）

赤泊村（不明） 田邊九郎平（田邊の党派は不明なり後掲風間安右衛門の条を見よ）

明治二号●第七回新潟縣會議員選挙 [二十三年六月]

第八回選挙二十三年七月七日執行の第八回選挙は解散後選挙なれば無論全員の改選なるが七月一日の第一回衆議院議員選挙の結果は定員十三名に對し改進黨は僅に三名なるに大同派は實に十名を獲得せる大捷直後の事とて其の影響は縣会にも及ぼし縣會議員六十五名の内 改進黨員の当選は僅に十三名なりし（後略）

羽茂郡二名

赤泊村（不明） 田邊九郎平 羽茂本郷村（改進黨） 中川勘太郎

明治二号●第八回新潟縣會議員選挙 [二十三年七月七日]

二十七年三月は衆議院議員の選挙にて松本八十八は民党の候補者となり縣會議員を辞任したるを以て四月其補欠選挙を行ふに當り改進黨の人々は羽茂村に集合して候補者選定の協議を為したる結果 風間安右衛門を推すべく決定し其勧誘委員として若林助太郎、野澤卯市の兩人を派遣した、此風間に就ては自由、改進黨共に何れも自党有利の觀察を為して居た（田邊九郎平に就ても亦然り）自由党にては彼れは元来自由主義を奉ずるの人である 曾て二十三年には彼れは我党の縣會議員ともなった從來我が党が羽茂郡に關係ある政治上の問題を決するには常に彼れと徳和の羽豆太郎三郎 背合の松本卯吉の三人に依て決定したものである 我党が大同派たりし時代に大同派としては殆ど確定的なりし多田線の開削を変更して赤泊線を先きに開削することに変更せしことは田邊九郎平の努力に拠るは勿論なるも田邊が河原田の高橋又三郎を通じて自由党に○○運動せしことも其一因なれば風間、羽豆、松本が何れも赤泊線の沿道にありて直接の關係あることも又其一因なのである されば改進黨が何をいふとも彼れは我党の人である 然るに彼れを改進黨なりなどといふことは野澤卯市が東京より帰りて以来羽茂郡は自己の権内に包容せんと意志を以て運動せるが故に穩健著實にして人と争ふことを欲せざるといふよりは寧ろ争ひ得ざる彼れは双方に對して其風向きの都合に従ひ居るが為に改進黨は改進黨のものなりといふも我党の因縁は遠くて深きものなれば我党の者なりと自由党は堅く信じて居たものである、而して改進黨は彼れは決して自由主義を奉ずる者にあらず 彼れは赤泊線を開削せんと希望ありしが為に投げ勢力ありし自由党を利用して之れを遂行せしめしまでにして即ち赤泊線に對する恩義あれば自由党を装ひ居りしに過ぎずと云ひ触らして居た

如斯状勢であるから自由、改進黨、兩派の主張を自ら信じ居れば可なりではあるが彼れが没後の今日に於ては彼れの意志は果して何れなりしや知る能はざるものとして置くの外はない

偕て若林、野澤の二人は風間に面談せしに彼れは充分の希望を有すれ共 彼れの心には前に記したるが如き首鼠兩端

の考へありしものにや容易に口を開かざりしを以て兩人も一泊するの止むなきに至りしが翌朝兩人より回答を促せども黙して答へず 時に妻君傍らにありて諾否何れとも回答せよと迫る、此妻君は女傑の評あり想ふに深夜人静まつて夫君に一策を授けしものか妻の此一語を聞くや忽ち口を開いて野沢等の勧誘を受諾したのである

明治三号●第拾回選挙 [二十六年二月八日] [新潟縣会之卷]

著者は最初の原稿には田邊九郎平を自由派としてあったので予は其誤を指摘して注意を促したるに今度(第二回の原稿)は所属不明としてある、著者が田邊を自党扱にせんが為随分苦心せし状あるは畢竟田邊の政党関係及び縣道赤泊線開削問題の経緯に関する事実の不知、又は誤認より来れる揣摩憶測の結果と思はれるから此二点に就いて其の真相を審にすれば黑白は自ずから判明すること、信ずる。先づ政党関係より云へば明治二十一年十一月改進黨の別働隊と見らるべき同好会と云ふ社交団体が新潟に於いて結成された、此会は表面上非政社組織なれども其実は改進黨と声息相通ず政治活動の機関であった。同会は発生後直ちに会員募集の方法を講じ 佐渡では相川、新町、羽茂、畑野等各地の有力者が続々入会し、其勢い中々旺盛であった 羽茂郡の如きは羽茂村を中心として殆ど全郡一色の觀があった。赤泊方面にても羽豆 田邊等重立有志協議の結果若手の者を以て代表加盟せしむること、して先ず石塚芳太郎、松沢雄次郎、中川甫吉、廣井善八、小田切廣太郎等が入会して他に異分子を留めざるの状態であった。

次に縣道赤泊線に就ては明治九年太政官達を以て縣道資格規則を制定せられたる際 赤泊線は既に其の資格を認定せられたのである。夫れが縣会問題として取り上げられたのは明治十六年の通常縣会で道路改築建議として縣下二十線路の改築を要望せるもので佐渡三郡関係としては相川より両津に通ずる線、赤泊より新町に通ずる線、小木より新町に通ずる線の三線路であった、其中 夷 河原田は明治十八年の縣会で決議を経て十九年度に施行され、小木線は十九年の縣会を通過して二十年度に着工されたので赤泊にても二十年冬有志者協議の上赤泊線速成の運動を起し 二十一年冬の通常縣会に発案せられて可決となった。ところが此以后より俄然多田線運動が起り赤泊線を潰して取って代らんと運動を開始したのであった。時機既に後れて如何ともするもが出来なかつた、其の時縣会に於ける大同同好兩派の勢力は大同稍優勢であった。然るに赤泊線運動者が悉く同好会員であるを見て多田線有志は之を大同派に持ち込んだ、大同派は反対派に対する意気張上之を受込んだので、こゝに此の問題は純然たる政党問題となった。(此の時代の縣会は問題により又は時の事情により或いは政党問題となり或いはならぬこともあった)

彼是する内に其歳も過ぎて二十二年四月新年度に入るや常置委員会にて大同派委員より突然赤泊線の起工延期を提議し、其の理由として赤泊線を開くより多田線の方が有利であると思はるゝから実地を踏査するの必要があると主張し、同好会派委員は一旦縣会にて決議せるものを常置委員会にて之を左右し得べきものではないと論じたけれども七名の委員中多田線派四名 赤泊線三名にて踏査説に決し、萩野左門、松村文次郎の両委員が出張することゝになった。萩野、松村は委員外の縣會議員 渡邊暎を同伴して佐渡に渡り、齊藤長三、倉立富蔵等を先導として各地に政談演説会を開きなどして松ヶ崎へも出て佐渡歴遊一週間に及び帰縣して常置委員会に報告し多田線最も有望なりと力説した、之に対して赤泊線支持の委員は縣會議決の効力論や法律違反論を以て對抗したので議容易に決する能はず 開会数回に亘って種々の論難攻撃を繰返した後九月の臨時縣会で大同派の主張に依つて赤泊線の改築費全部を仮諾の名目の下に水害復旧費の財源に充当し終に二十二年度の起工を不能に終らしめた。

次いで其年(二十二年)冬の通常縣会では原案の道路改築費に対し査理委員を挙げて査理することゝなり其委員の手で発案中にある赤泊線を削除し新たに多田線を挿入(その頃は発案権という法律思想は明確でなかつた)し、その他の線路にも修正加除があつて二次会迄通過したのに大同派議員中にこの査理策に対し不満を懐くものが出て三次会を俟つて大修正を為さんとする形勢が現れた、其案に依れば他の修正路

と共に多田線は削られ赤泊線は復活すべき予定であった、こゝに於て議長 鈴木昌司（大同派）は道路案の日程を最後に回し時間を空費せしめ遂に最終日夜の十二時に至って最早時間盡きたれば本縣会は是にて閉会すと宣言し、道路案は全部審議未了となり、赤泊多田両線共又々虻蜂とらずの二度馬鹿を見たのであった。

以上は二十二年十二月の通常縣会中のことである、夫れより僅二ヶ月を隔てた二十三年二月の半数改定の時大同派の為にこんな苦汁をなめさせられたる事情の下に立候補し当選後の臨時縣会では同好会派議員として終始其の党議の下に進退して居た田邊を所属不明に押付けんとする事の如何に理不盡なるかを知るべきである。

改造后役員選挙の為に開かれた臨時縣会は四月一日開会された、大同、同好両派の勢力は伯仲の間にあつて開会の初日から紛擾を極めたが結局同好会派の全口に歸し、議長、副議長、常置委員、同予備委員共全部同好会派の占むる処となつたので、大同派議員は益々激昂し会期最終日の議場は大混乱に陥り遂に縣会は内務大臣より解散を命ぜられた。

解散後の総選挙は七月七日に行はれた、此時は解散に依る総選挙であるから羽茂郡は定員の二名の選挙するので同好会派は赤泊の田邊九郎平と羽茂の中川勘太郎を候補とし、大同派は松ヶ崎の渡辺耕作を立候補せしめたが其の勢力は極めて微弱で殆ど競争程度には至らなかつた、此の総選挙の結果は全縣を通じて同好会派の大惨敗となり（此の事情は永木千代治の新潟縣政党史に詳し）全議員六十五名の中同好会派は僅かに十二名の当選者を得たるに過ぎなかつた。同好会派が斯くも意外の大敗を喫したので田邊は最早大勢の如何ともすべからざるを見て其年十月断然意を決して縣會議員辞表を提出し同時に政界隱退を声明した（著者の言の如く田邊が自由主義者であるか又は中立であれば、こゝで辞職隱退する必要はする必要はなく却つて得意の舞台として活躍すべき好機にあらずや、著者の主張はこゝで明確に矛盾撞着を露した）同年十二月其補欠選挙が行はれ羽茂の海老名茂十郎が当選したが之亦時の非なるを見て辞職し、其の又補欠が二十四年四月の選挙で川茂の風間安右衛門が当選した。これより赤泊線問題を大同派に持ち込み工作が漸次歩を進むることゝなつた。

赤泊線有志者は千々に心を砕きつゝあつたが大同派幹部に対しては〇的運動が有効であると云うので其の方法を取ることゝし先ず以て表面的順序として新当選の風間を中立と称し（中立を標榜する理由は同好会地盤より選出された風間が道路問題の為に変節したとの非難を避くる筈であつた、如何に当時の社会制裁が厳正であつたかが分明するであろう）議場の進退は凡て大同派の指揮に従うということを中心とし内部的には大量の〇にものを云はせて難なく大同派の党議を覆し従来支持せる多田線を捨て、赤泊線を探る方針に転換させて二十四年の通常縣会に発案となつた、議場は此皆大同派より分裂して国権党となつた、大竹、荻野等の一派が反対したのみで大同派改め旧自由派と同好会改め改進黨の一致に依り大多数をもって通過した。

之より先き赤泊線有志者が大同派に向つて暗躍を試みつゝあつた際 同線関係者の幹部羽豆 田辺等は従来情誼ある改進黨（同好会は二十三年九月解散し改進黨の旧名を呼称した）に対し如何なる処置を取るべきかに就き苦心された結果 同好会に加盟し居りたる若手有志者 石塚芳太郎、松沢雄次郎等を出縣せしめ改進黨の幹部に対して、縣会の大勢斯くも悲運に陥りたる上は赤泊線完遂の目的を達するには大同派に対して権道的に臨機の策を用いる以外に方法なしと思はるゝから新当選の風間に暫く中立の仮面を被らせて大同派に近づき奇正交々の術策を施し道路の目的達成の上は必ず貴党に復歸せしむるから暫くの間大目に見流して貰ひたいと了解を求むることに一決し、早速後の手続きを実行した 改進黨の幹部は内心如何に思惟せしやは判明せざりしも表面上之に同意を与ふるより外なかつたであろう。

以上の経過を以て赤泊線は目的を達したのであるが縣会は二十五年の通常会に於いて自由派（二十四年

の通常縣会中 大竹、萩原等が大同派を脱して国権党を標榜して分裂したので他は自由党の旧線を用いた)の議長、常任委員等が道路問題を利用して収賄せる事実が暴露し議場は数日間大騒擾大混乱を極め遂に解散を命ぜられた。

解散後の総選挙は二十六年二月施行された 羽茂郡では徳和の佐々木翠 背合の松本八十八の二名(何れも改進黨)が当選した、此の選挙は全縣下を通じて今度は自由派の大敗北となり同派当選議員は僅か十六名を出したに過ぎなかった。驕れる平家の如く勢盛んであった自由派が一朝にして斯る凋落の憂き目を見たのは前記収賄事件に対する選挙民の社会的制裁の現れであったことは云うまでもないことである。

其年(二十六年)冬の通常縣会にて道路問題が提唱せられ縣下各地方を網羅して二十三の縣道改築案が改進黨議員に依って建議された。其中 佐渡関係のものは皆川線と二見線の二線が採択せられ度津線は除去せられた、其事情は前期に於ける風間が赤泊線完成の上は復黨すると云う言質を曖昧に附せることに原因したのであったことは想像するまでもないことである。ところが二十七年春 松本八十八が衆議院議員に当選したので法規上の結果 縣會議員を辞職した為其の補欠選挙が四月行はれるので三月下旬 羽茂郡改進黨有志は羽茂本郷に集会し候補の詮衡にかゝった、羽茂改進黨としては縣に対する要望問題は小木線及び赤泊線は既に完成して残るところのものは小木町より羽茂を経て川茂に達する度津線のみである。

此の線路は前年 中川勘太郎が縣會議員当時より同好会に持ち込んで居たもので羽茂方面の熱心は非常のものであった。然るに去年の通常縣会で改進黨が縣下二十三線路改築の建議案を提出するに當って佐渡関係としては皆川 二見の二線を採り度津線の除外されたのを遺憾とし今回は適當の候補者を当選せしめて目的貫徹を計らねばならぬというので、二日間に亘って協議を凝らした結果自ら蒔いた種は自ら蒞らざるべからずという俚諺の通り今回の補選には風間安右衛門を推し当選の上は改進黨に復歸することの確約を得て縣の改進黨幹部に対して前年の言質を実行すること、せば党の承認を得られぬ事はあるまい、斯くすることに依って

- (一) 風間をして改進黨復歸の好機を得せしむること
- (二) 改進黨の了解を得て度津線改築目的を容易たらしむること所謂一石二鳥の良策なりと談一決して風間に対する談判委員として若林助太郎、野澤卯市の兩名を挙げた。

此兩人は即時出發夜に入りて風間方に着し口さに来意を述べて其承認を求めた。風間には稍難色のほの見ゆるものがあつたが同夫人は其傍に居て度津線と云へば当村自体の問題である 今こそ其成否に値する場合なりとせば如何なる犠牲を払つても之を成し遂げねばならぬ、区々たる行き掛かり杯に捉はるゝべきでないから進んでお受けして然るべきであろうと進言したけれど本人は猶決し兼ねるところがあつてか何れ熟考の上明朝ご返事致しませうと一旦打ち切り翌朝また色々談合の末、本人の希望として改進黨復歸の公表は度津線建議通過の後にせられたしとの条件を以て受諾の旨を表明せられた。

其の選挙は郡内他に立候補せる者なく独り舞台で当選となった。

日を経て風間は野澤及び羽茂同志者同道にて出縣し改進黨の幹部 坂口、丸山、二國の諸氏と会見して前記の事情を詳述し其了解を得て遂に幾年間に恒れる悪気流は払拭せられた。其冬(二十七年)の縣会に度津線改築の建議案は改進黨の提出によって可決された。

著者の原稿中に風間は二十三年には我党の縣議員ともなつたと書いてあるが風間が初めて縣会に出たのは二十四年四月のことである。著者は風間が当選後 赤泊線目的達成のため一時方便的態度を取った事を材料として之を既往に(二十三年二月及び七月 田邊の建議当選の當時に)遡らしめて自党有利の資に供したものである事は判断に難からざるところであろう

以上の実績の経過を詳細著者に語り置きしに拘らず 著者は田辺 風間は最初よりの自由主義者であつたとか 田辺は二十三年二月及七月縣會議員当選の際所属不明であつたとか、又野沢の勢力に遠慮したと

か云へるも野沢は其時代には東京留学中にて野沢の帰郷せるは二十三年九月のことである、著者は又改進黨の羽茂集會にて風間を候補に推さんとする主たる目的は風間を改進黨に復帰せしめ同派の援助に依て度津線改築策の目的を達せんが為であり、風間の受諾も亦其目的を向ふしたものなるに著者は殊更にこの主要点を排除して飽くまで風間を曖昧の地に置き問題を水掛論に終らしめやうと苦心したものである。唯だ然し風間が明治二十四、五の二年間中立を標榜して自由派と進退を共にし其の間に赤泊線が出来たと云う事を因縁として自由派は絶えず同地方に党勢地盤を作らんと仕向けた事は縷々あったが夫れが実現した事実は一つも無かった(赤泊地方の感情としては赤泊線が出来たのは多大の犠牲を払った買収策の成功と感じて居たに過ぎぬ)

著者の原稿

○第五回衆議院議員の選挙

三十一年三月十五日 第五回衆議院議員選挙は行はれることゝなつたが進歩党にては前回の補欠選挙に当選したる市橋藤蔵を候補として逸早く発表したれ共 自由党にては適當の人を得ることが出来ず種々物色の結果赤泊の資産家 田邊九郎平を擁立することにした、然るに此田邊に就ては改進黨、自由、兩派共何れも自派の者なりと信じ居るが故に従つて田邊に対する觀察も違つて居ることは當然のことである 故に著者は自己の知り居る処聞き得たる処を綜合して掲ぐる

言ふ迄もなく佐渡の國は元、雜太、加茂、羽茂の三郡にてありしが雜太加茂の兩郡には比較的人智が進んで居たのか 但しはお山の大将吾れなりと云ふ我善坊が澤山なのであつたか、又羽茂郡は人性淳朴にして争ひを好まざりしかば但しは新智識を吸入して帰りし野沢卯市 其人に抵抗するの人物なかりし為めであつたか前者兩郡の口々たるに對して後者常に温和であつた。兎に角羽茂郡は野沢の根拠地なるを以て内心自由党に賛成共鳴せる者ありても容易に発表し得ざりしので田邊の如き亦一人でありしにはあらざりしか(縣會に於ける風間安右衛門、羽豆太郎三郎の如き亦夫れ同一ならん)

自由党にては候補とすべき適任者を物色して赤泊の財閥 田邊九郎平を推さんと欲し 常に國中方面を往来する田邊の手代 加藤貫七なる者を以て本人及其親戚なる羽豆太郎三郎に謀らしめしに兩人共之を承諾したりとて貫七より兩人の承諾を署名捺印せる通知書を送り來た(此通知書は著者が保管し居りしも昭和十一年一月十一日の災に焼失した 遺憾千萬である)れば不取敢三月十一日の佐渡新聞に廣告した

田邊九郎平君

同君ヲ第九区衆議院議員候補者ニ推薦シ承諾ヲ得候ニ付此段廣告ス

第九区自由党

此廣告を見たる進歩党の策士 野澤卯市は大に驚き寝耳に水の思ひをなして早速 田邊を訪れ、赤泊は築港道路等政治に關係ある重要問題がある折柄、従來政党に何等關係なき貴下が自由党の候補者として討つて出づることは貴下の不利益なるべし果して自由党に承諾與へられしものならば大に考慮すべきことである。と懇々と説き立てられて温厚篤実なる田邊は双方の板鍔となりて困難に陥りたれ共將來の赤泊關係もありたれば野澤の言を容れて早速候補を拒絶することゝし其旨を自由党に通ずると共に佐渡新聞社へ左の不承知の廣告を依頼して十二日の新聞に掲載せしめた。

佐渡新聞第八十号(三月十一日)の紙上に自分が第九区衆議院議員候補者たることを承知せし旨廣告有之候へ共右は自分に於ては承諾したるものにあらず念の為爰に廣告候也

田邊九郎平

自由党にては田邊よりの拒絶の通知に接し且つ佐渡新聞の不承知の廣告を見るや其狼狽一方ならず十二日午後 池曩一、本間一松、高橋元吉の三人は雪中駕籠を飛ばせて赤泊に到り 田邊を訪ねて翻意せしめんと努めたれ共 野澤は「田邊は進歩党のものなり何条自由党に渡すべき」とて自ら乗り出して二階屋方に本拠を構へ謀者を派して交渉の状勢を報ぜし

め或は密かに助言を與ふる等 百方面策して妨害せしかば田邊は大に困惑し池等の言を容れんか野澤に対する義理あり之を逡拒せんか自由党に対する情義を破る、爰に於てか其言や曖昧なり曰く 予は承諾せざれども貴公等の推薦は貴公等の随意なりと、池等曰く「良し」と、則ち去って加藤貫七を伴ひ羽豆太郎三郎と会見の上打合を為し羽豆の名義を以て左の広告を為さしめ一大血戦を為さんとの決意を以て池等三人は帰りたり、羽豆は十四日の佐渡新聞に左の広告を為した

佐渡新聞第八十号に於て佐渡自由党は田邊九郎平氏を第九区衆議院議員候補者に推薦の旨廣告せしに同新聞第八十一号に同氏の名義を以て承諾したものにあらざる趣廣告せるは何事か為する猜奴の所為にして同氏の今日迄佐渡自由俱樂部に尽し來れる経緯より見るも如斯行為あるべき筈なし、況や今回の事たる拙者及同氏の二男外内幸吉氏が其中間に立ちて斡旋の勞を取り全然甘諾を得 本月十日午前一時直ちに佐渡新聞に打電せし次第なりたれば同氏の名義を以て為したる広告は畢竟虚構に出づるに外あらざるを以て爰に其妄を正し選挙者諸民へ弁明表白す

三月十二日

田邊九郎平親戚 羽豆太郎三郎

一方謀者は帰りて田邊 池等応答の模様を野澤に詳報しければ野澤は田邊が池等に与へたる言を聞くや是亦容易ならずとなし田邊を訪ふて種々事情を訴へければ田邊は「我無学何ぞ衆議院議員を望まんや」と、人を自由党に遣はし前言の取消しを申込ければ自由党にても田邊の哀情を察して遺憾なれども見合すこと、なしければ遂に進歩党の独舞台となりて市橋の当選となつたのである、然るに進歩党は曰く自由党は候補者のなき苦しさに白羽の矢を田邊に立て、池等が突然田邊家に押かけ直接談判に及びたれ共 田邊が中々應諾の色を見せないで取りつく島がなく最後に「貴下の同意不同意に拘らず我々は我々だけで勝手に推薦する」と云ひ捨て、辞去した云々、ソコに聊かの行違ひがある

田邊の廣告と同じく市橋の廣告にも奇妙のことがある、三月十一日の佐渡新聞に両者相並んで廣告してあつた

市橋藤藏君

同君を第九区衆議院議員候補者に推薦し承諾を得候に付此段廣告す

第九区進歩党

然るに十四日の同新聞に、

自分儀第九区衆議院議員候補者たることを承諾致し候へ共 目下の形勢に付大に感ずる処あり茲に候補者を辞し候条此段選挙民に廣告候也

於 河原田 市橋藤藏

処が今度は十六日の同新聞に左の如き廣告が出た

佐渡新聞第八十二号特別廣告欄内に於て自分が第九区衆議院議員候補者たることを辞したる趣廣告有之候へ共 右は畢竟反対者の中傷策にして決して自分の意志に出でたるものにあらざれば茲に其事実の虚妄なることを廣告す、

市 橋 藤 藏

思ふに市橋は候補者たることを承知したれども自由党より郡内屈指の財閥 田邊九郎平が立候補すること、なりて非常の競争を為さざるべからず従つて無益の経費を要すること、なれば辞退すべしと決心したるも田邊の立候補せざること、なりたれば再び出馬すること、なりたるものなるべし

明治三十一号●第五回衆議院議員の選挙 [三十一年三月十五日] [衆議院之卷]

上記著者の原稿は徹頭徹尾虚構誣妄の記事であるから、其真相を詳説すること、する。

明治三十一年三月九日のことであつた。昼少し前に羽豆太郎三郎より急使が来て至急要談があるから此者同道にて来宅ありたしとの手紙であつたので予は即時馳せ参じたるに、羽豆の曰く、此程所用にて河原田へ行って居たところ昨夜 高橋元吉、本間一松等の求により会見せるに彼等の曰く今回の衆議院選挙には赤泊の田邊を候補者としてたいから一臂の勞を煩したいとのことであつた。私は田邊が自ら進んで候補に立つと云ふならば尽力すべきも自分としては候補を承諾させる為の勸渉は出来ないと断つた。ところが彼

等は夫なら止むを得ない、我々直接に田邊を訪問して飽迄承諾して貰ふから其場合には大々的に援助を頼むとのことであつた。今朝自分は早立で帰つて来たのであるが高橋等も追付来るのであるから余考までにお知らせするとのことであつた。

此の話を聞いて予は直ちに田邊の次男外内幸吉を訪ねて右の趣を話せしに、外内曰く自由派は往年の道路問題以来機会ある毎に引入策を講じて来るのでウルサクて困る。今回も亦慣用手段であらうが併し本人はそんなことを承知するものではないと思ふが念の為一応話して置かうと云つて直ちに田邊家へ行った、此時既に高橋元吉 本間一松 池囊一の三人到着して居たので外内は別席に父を招いて、意見を聞いたところ、今高橋等より其話が出て居るところだが、お前もおれの真意は兼て承知の筈だ。そんな話は断じて承知せぬのだから其心得で居れと、却て論された恰好であつたと云ふ、一方高橋等は田邊が百万拒絶するにも拘らず蘇秦張儀の弁を振つて縦横無儘に説き立て強要して止まず、夜に入つてから益々執拗を極め我々既に決死の覚悟を以て乗込み来る以上は承知の返事を得る迄は幾日にも此席を去らずと殆ど狂体的言辭を弄するに至つた、田邊もほとほと持て余して近親 田邊亀次郎を招いて相談をかけたが、同人も亦不同意を表明したので場面は却て悪化した。時刻は既に明方近くに成つて来たので高橋等も堪へかねた体で何程言辭を尽しても御承知ないとならば此上は止むを得ぬ、貴殿の承諾が何に拘らず党で推薦することゝする、党の推薦には本人の承諾を必要としないと、言捨てて辞去した、此時田邊は諸君の行動には干涉出来ないが自分の決意は繰返し申延べた通りであると答へた。然るに高橋等は旅館善左衛門方へ引揚て三人協議の上田邊が最後の一言「諸君の行動には干涉出来ない」と言われたのは即ち承諾の意味なりとコジツケ直ちに田邊の手代寛七を自宅より招き、田邊は承知したから、お前も今直ぐ我々と同道して国中方面へ出掛けよと迫つた。思慮浅口の寛七は大ホクホクで取物も取敢えず目の色を替へて出発したとのことであつた。予は外内等と高橋一行の帰途に就いたことを聞いて萬事解決したことゝ思ひ前夜の状況を語つて居る処へ、高橋等が貫七を拉して同行したとの報に接したので外内は直ちに田邊家へ行き真相を確めたところ田邊でも其話に驚き居る処へ川茂の吉田肇太郎が来訪して先刻貫七さんが拙宅へ立寄り 今度田邊様が候補に立つたから尽力頼む 運動費は後で出すからと云はれたけれどもあの人の話だけでは要領を得ないと思ふ、如何なる方法で運動いたしたら宜いでせうかとのことに田邊は烈火の如く立腹してあの貫七奴が俺にも逢はずに高橋等に誑かされて飛出して運動するとは何たる軽率の挙動である、其分には差置かれぬと亀次郎を呼んで外内と三人で善後策を講じつゝある処へ□□興野の竹の沢と云う者が来て、是亦吉田と同様の話しであつたので田邊は兩人に対し候補は絶対受けぬのだから運動等決して仕てくれるなど嚴重に断つて置き又高橋等に対する処置として書面を以て嚴重に談判する事とし、其書面は相当な人物を選んで使者に立て口頭を以て其不都合を難詰する必要があると云ふので使者の人選物色して外内周蔵を選定した。其日の午後同人は右の書面を携帯して出発 河原田に高橋元吉を訪ねたところ中興みやま屋へ行つて居るとのことで転じて同家に至り面会を求めしに有志者出て来り高橋は河原田へ歸つたとの答へ、然らば本間一松、池囊一両氏にと申込んだ処有志者は一旦奥に入り再び出で来て是亦何れも不在であるとの返事で外内は止むを得ず書面を差出し只其来意の要点を述べ置いて歸つた、一方田邊家では貫七に対し所々心当たりの処へ飛脚又は電信を以て呼戻しの方法を講じた。

画策に破れた高橋は平素昵懇の間柄なる佐渡新聞社長 森知幾と相謀り同紙上に数回の偽造広告を掲載せしめ敵陣を騒がせ世人を瞞化せんものと悪どい作略を行つたのである、著者の原稿順によつて其虚妄を駁正することゝしよう。

田邊九郎平君

同君を第九区衆議院議員候補者に推薦し承諾を得候に付此段広告す

第九区自由党

此広告は三月十一日の佐渡新聞に掲載されたものであるが田邊の全然より知らぬ偽造広告である。これは高橋等が赤泊より伴ひたる貫七を木偶漢につかい、一芝居打たと巧んで万一を僥倖しつゝ、(三月十日)赤泊より帰り直ちに佐渡新聞に依頼したものとみる、「著者は広告を見て野澤は大に驚き云々」とよいが減の捏造記事を掲げているが高橋等の田邊へ来たのは広告した以前である事は既記の通りである。

次に十二日の日付で十四日の紙上に田邊九郎平親戚 羽豆太郎三郎名義の広告である 之は全然無根虚偽のものである。予は此広告を見るや直ちに羽豆を訪ねて無実否を質したるに羽豆は生馬の目を抜くとさへ云はるゝ河原田者の仕業だもの之位の事は仕兼ねぬであろうと言って其不徳を難じた。

其次十四日の同新聞紙上に市橋藤蔵 候補辞退の広告が出た。是亦余りに白々しき偽造広告であるけれども選挙前日の事であるから、選挙民を騙すには相当効果のある悪策であった。之に対して市橋選挙事務所では同日(十四日)午前中に佐渡新聞社へ態々使を以て左の広告を依頼した。

佐渡新聞第八十二号特別抗告欄内に於て自分が第九区衆議院議員候補者たることを辞したる趣廣告有之候へ共右は畢竟反対者の中傷策にして決して自分の意志に出でたるものにあらざれば茲に其事実の虚妄なることを広告す、

市 橋 藤 蔵

此広告は十五日即ち選挙当日の朝の新聞に出すべきものを佐渡新聞社にては故意に一日遅らし十六日(選挙翌日)の新聞に掲載したるが如きどこ迄も悪意に満ちた仕業である。この数回の広告に付て最初は市橋事務所でも一時驚愕を喫したが間もなく赤泊よりの確報も入り自由派が窮余の瞞着手段あること明瞭となるに及んで同新聞を告訴すべしと郭囲き議論沸騰し幹部間でも是非の両論に岐れ一つは斯る悪徳行為は憎みても余りあることなれども事は政治上の争いなれば之を刑事問題として処罰せしむるは政治家の態度でないから不問に付すべしとなし。一つはたとへ政治上の争としても事柄は政治問題其ものに非らず、純然たる悪徳行為なれば用捨すべきでない論じ、田邊の不承知確実となって最早選挙に心配がないので何れも祝杯気分で議論紛々として決せなかつたが翌日となって告訴問題は棚上げとなり機関新聞発刊の必要論が起り 選挙に当って新聞が斯くも反対派の為に悪用されるやうでは吾党としても機関新聞を持つ必要があるといふことで宿題となった。後年佐渡毎日新聞の創刊されたのは此時に胚胎したのである。

以上は事件過程の真相を略述したのであるが、此田邊問題に対して著者が自党の為に如何に虚構捏造粉飾糊塗に浮身をやつしたかを解剖して□□なからしめよう。

著者の説に依れば 自由党にては赤泊の財閥 田邊九郎平を推さんと欲し常に国中方面を往来する田邊の手代加藤貫七なるものを以て本人及其親族羽豆太郎三郎に謀らしめしに兩人共之を承知したりとて貫七より兩人の承諾を署名捺印せる通知状を送り来つた云々

苟も衆議院候補者として強敵に対して逐鹿場裡に雌雄を決せんとする重大事態に当って使い走りの一使用人たる貫七の片言を聞いて直ちに候補を受諾し剩へ候補承諾の書面に署名捺印までして渡したとあっては、田邊も羽豆も一向無思慮の人物で手代貫七以下の価値しかないように見られるが、事實は雲泥の相違では素と貧賤より身を興し一代にして巨富を成し佐渡第一の金満家と称せられる成功者で聡明慧智人に口れ 縣會議員に二度も当選した程の人物であることは世間周知の事實である。羽豆亦智謀口略を以て聞こえたる名士で佐渡三郡聯合會議員たる事数回衆中錚々の間へあり縣會議員にも出た事のある人物なれば兩人共事に当て無謀軽率のあるべき筈なく代議士候補の諾否を決せんとするが如き重大事に臨んでは先づ彼我党勢の優劣選挙運動の方略特種事情の有無選挙費の程度等に就き、其党の幹部と会談して詳細意見の交換を為し、又は言質を□する等万般の研究順序を至て対戦の見込立たる上にて承諾を与ふるが常識である。

(売名候補は別なり)殊に其当時佐渡の政界は改進黨の二大政党が合同して進歩党と稱し絶対優位の党勢を示して居たのに反し自由派は孤城落日党勢振るはず前数回の選挙には常に候補者を立つる事さへ出来ぬ程の劣勢な政党であることは世間一般に認むるところ。これ等の実情は羽豆も田邊も悉く承知のことであるから、自由派幹部と一回の会見も遂げず輕輩貫七の言に任せて承諾の書面に捺印までして渡したとは余りにも見え透いた不手際の捏造である。

著者は 自由党にては田邊よりの拒絶の通知に接し且つ佐渡新聞の不承知の広告を見るや其狼狽一方ならず十二日午後池曩一、本間一松、高橋元吉の三人は雪中駕籠を飛ばせて赤泊に到り田邊を訪ねて云々

此の十二日と云ふ日は作為の都合上斯ふしたのであろう(高橋等の田邊訪問は九日である)が、これを十二日とした為に以下の如き不合理が生ずる。著者の説の如く十二日午後河原田を出発し雪中駕籠馳せたと云ってもそう飛べるものではない(昔の宿場口口の專業やうには走れぬ)雪中六里の山越をして赤泊へ着くには七八時間を要する、宿へ着いて夕餉を済ませて田邊家を訪問するのは早くて夜の十時過ぎとならう。それから据わり込んで其翻意を求むる段とあつては容易のことではあるまい。所謂不可能を可能とする努力は恐らく夜を徹する位の覚悟を要するものと考えねばなるまい。そうして仮に翻意承諾を得たとしても十三日朝赤泊を立てて駕籠に揺られて河原田到着は暮れになる。サア是から運動だと云っても明日一日しか余日がない。是が如何にして手配が出来よう、殊に其頃は交通機関は人力車の他は何もない、人力車とても通れる道路は両津相川間、両津新町間、赤泊及小木より河原田間の四線路のみ、電話は勿論なし、電信とても郡内五、六ヶ所あるのみ、いくら至急を要しても各地より有志者を集むるには一々飛脚に依るの外に方法はない時代である、如何に矢鱈にはやっても、十四日一日の中に全郡に行き渡る運動が出来やう筈がない、これを考へずに赤泊へ出掛けるやうな無思慮の高橋本間ではない、これは矢張り九日河原田出発の方が間違いない、夫を著者は虚構の新聞広告を種にして構想を回らし野澤が其広告を見て驚いたと書いた許りに以上のやうに辻褄の合はぬ結果に陥ったので自業自得の報いである。

又三月十一日の佐渡新聞に自由党名義の田邊推薦広告文に「田邊の承知候に付」とある、然るに十二日の同紙上に田邊の出した広告には「自分が第九区衆議院議員候補者たることを承諾したる旨廣告有之候へ共自分に於ては承諾したるものにあらず云々」とある、著者の説の如く署名捺印迄して承諾した田邊が候補辞退ならば格別白々しくもこんな広告が出せる義理ではあるまい、況して著者の云ふが如く田邊が自由派に情理あるものとせば尚更同党の体面を傷つくる斯うな広告が出せる筈はない訳だ、然るに田邊は實際承諾せぬものを承諾したと広告されたが為に止むを得ず広告を出したのである。更に高橋等が田邊よりの帰途羽豆へ立寄り打合せを為したの広告を為さしめ一大決戦を為さんと云々。而して此広告文には随分非礼過激の文句を羅ねて居る、夫程羽豆外内が田邊推薦に熱心であり、其最初の勧誘者であつたならば、高橋等と共に田邊家へ据込み初約の実行を迫るべき筈、又高橋等としても田邊訪問の際羽豆外内の同行を求むるは当然なるに此事なきを見ても署名捺印の承諾書も羽豆名義の広告も共に偽造ものであることが明瞭する様である。高橋は何故斯る苦勞ばかりの悪戯を演じたのであろう、最初田邊家を引揚の後貫七を誘拐したので奇策縦横の彼は貫七を木偶漢につかい同人が國中方面各地の有力者に廣く面識ある事を利用し、彼の吉田肇太郎を説けると同一筆法で「今度主人田邊が立候補しましたから是亦後尽力願いたい運動費は後で充分差上げますから」と説き回れば金貸大家の手代貫七の云ふことだから大部分の者は之を信用して相当の効果を挙げ得るであろう。田邊本人も亦其状勢を見ては、そうなつては仕方がない騎虎の勢いだやれる処までやれと来るかもしれないとの皮算用的謀略を回らしたのであつた、ところが肝腎の貫七は出発の翌日主人より呼戻しの嚴命を受けて帰って仕舞つたので、流石の高橋も奇術の種を失ひ何とも方法がつかなくなつて、森新聞社長の營利的狙ひ(特別広告料の取得)と息投合して新聞政略に転じたのであ

ると云ふ。著者は自由派幹部の一人としてこれ等の内情を知らぬ筈なきに拘わらず事実の前に目を覆ひ殊更に虚構の筆を振り新聞の偽造広告を確乎不動の事実なるかの如き評語をさへ加へたるは全く史家たるの良心を喪失したるものと謂ふの外はない。

著者の原稿

○第十三回選挙について

第十三回議員の改選は三十二年九月に執行されたるが之れより前、自由、改進黨の二大政党は合同して憲政党を組織したれども感情の衝突より又々分裂して自由党は憲政党に留まり改進黨及國權派は合同憲政本党と名乗る、斯かる折柄なるを以て自由党にては本間一松を推して立候補の発表を為したるに對し憲政本党にては九月七日河原田江戸屋に候補選定会を開きしに合せる者四十余名にて先づ選考委員に遠藤森造、河辺源太郎、後藤五郎右衛門（以上旧雑太郡）鵜飼郁次郎、市橋藤蔵、市野万平（旧加茂郡）海老名武十郎、羽豆満平、菊地多中（旧羽茂郡）の九名を委員に挙げて協議せしめし結果 中山小四郎、野沢卯市の二人を候補に選定した

然るに外海府、内海府、加茂三ヶ村の一部の有志者中には齊籐八郎平を推さんとせしむるの容るゝ処とならざりければ然らば憲政本党を名乗るに及ばず中立にて可なりとて齊籐を推し立てれば爰に競争の幕は開かれた打て一丸となり居るとは云ふものゝ旧改進黨と國權系の衝突は微妙の間に行はれあることは理の当然で今回の選挙に於ても始めは野沢と中山の間には地盤割も定めありたれ共 齊籐が中立を名乗って出で本間と共に郡内到的処に横行し中山の領分を侵略せられ勝算覚束無いと見るや中山派は野沢派に向つて区域の分割を要求したれ共應諾せず其結果は野沢の千二百余票の高点なるに反し中山は九百票にて僅かに二十数票の差にて落選せしこと故 國權派を失地に陥れたるものは改進黨なりとて不平を云ひしとのことであつた、齊籐は当選の後憲政本党へ加入した

明治三三號●第十三回選挙 [三十二年九月十三日] [新潟縣会之卷]

兎角 筆者が反対派を傷けんとする心理的傾向の随所に歴然たるは三つ兎の魂百までとの諺人を欺かざる哉。当時國權改進黨兩系統の間には著者の云ふが如き疎口關係等は微塵もなかつたのであるが兩候補の運動者が所謂 我仏尊しで知己縁者のあるに任せて区域を超越して運動した者があつた、最初に野澤区域の小木及真野方面竹田金沢等に中山派の切込み運動があつたので之を野澤派より抗議せるに中山派事務所では左様の事は預り知らぬ 個人的運動には制御の仕様がなかつたので野澤派の運動者にも猿八及湊町へ知己を使って活動を開始したと云ふ報を得て野澤事務所では協議の結果区域外の侵入は労多くして功少し 寧ろ区域を厳守して之に全力を傾倒し既に侵されたものに対してはあらゆる手段を尽して奪還回復に力め、本間 高橋等の攻勢に対しては飽迄死力を尽して對戦すべしとの方針を立て勇往驍進昼夜を分たず同志の奮闘は実に悲壯を極めたものであつた、然るに二十一、二日頃になつて中山事務所から地盤改定の要求申出があつたけれども、運動の初期ならば格別今や激戦の終期に臨んで選挙人に対して幾度か入念に許諾を得て置きながら卒然として候補の差替を求むるやうのことは却つて其感情を害し「吾々の投票権は玩弄物ではない」との憤慨を買ふ恐れもある之却て敵を利するの結果となるから飽迄も既定方針を以て努力する方がよからうと回答した。中山派は最初より戦線を拡大して却て自己地盤の配備に欠陥があつた為に敵の侵略を受けた所が少なくなつたことは各町村別の開票によつて歴然たる結果となつて現れた。

（例へば中山候補に最も有利であるべき三宮村の如き本間候補に夥しく蹂躪されて居たるの類）戦況戰略口斯であつたにも拘らず政友派の策士等は結束すべしとなし選挙後改國兩派の間を嘴問すべく種々策動を試み却つて中山派に排斥せられた事実さへあつた。

著者の原稿

○縣下町村分合

三十四年十月、本縣下に町村大分合が行はれた。当時縣庁の發案せる中で反對を唱へし重なるものは、下相川を相川、加茂歌代の一部を夷町及湊町への合併、河原田、八幡の二カ所と二宮村の一部を合併、等であった様だ、縣庁の發案には素より党利党略のあらふ譯はなけれ共 恰も憲政本党の野沢卯市が縣参事会員であつた、め自党の利益のみを考へて組合せを為したのであると声を大にして反對したものだ、則ち下相川にては有田秀藏、加茂歌代にては榎武吉、市橋卯一郎、八幡村の村岡藤藏、金子吉四郎、二宮では齋藤長三、近藤仲藏 其他多数が屢々出縣して縣当局に陳述し参事会員の野沢等を訪問して運動に努めたれ共 縣参事会にては知事案（多少の修正はありたれ共）を可決したれば前記の人々は上京して内務省に陳情したれ共 何れも採用ならざりしが独り二宮村の異議は採用されて河原田、八幡、二宮の三ヶ町村は合併ならずして何れも旧來の如く据置独立したのである 之れに対し八幡村は二宮村を除外して河原田町への合併は反對なりと唱へ、二宮村にては其村の大字石田及中原の名かを分割して或る小字のみを河原田町へ合併せしむるこそ党利党略によるものである二宮村全部若しくは大字石田の全部又は中原の全部を合併せしむるものならば決して異議を唱へさせれ共 大字石田、中原共に其小字の或る部分のみを分割することは土地共有權或は水利の關係其他總ての旧來の慣行等にも支障を來たすこと尠少なからざるを以て 旧來の如く獨立据置を希望するとの事なりしが此組合のみは獨立据置と決定した

明治四号●縣下町村分合 [三十四年十月]

此問題に対する著者の所説及執筆振りこそ政党的偏見性の露出である。元來本縣下の町村は全國各府縣のそれに比して区域狭小資力口弱で地方自治の發達を阻害されて居るので歴代の知事は皆其合併を口にせざるものはなかつたが、之を實行するに當つて種々の困難を伴ふことが予想されるので、誰も之に手を附けなかつた、ところが正直もの、柏田（盛文）知事は断然實行を決意して先づこれを縣参事会に諮つた。

参事会では知事のこの決意を多として賛同の意を表した。併し只漫然事に当たれば實行上種々の困難に逢着するの懼れがあるので、先づ以て知事は内務省と打合せをなし分合に対する標準規定を設け一々之に準拠して嚴正事に當り如何なる情實も之を容るゝの余地なきやう準備するの必要があると申合せ、則知事は上京して内務当局と協議の上数ヶ條の基準條項を携へ歸つた。其條項の中 著者の挙げた相川、夷、二宮の三所に対し適用せらるべき部分を摘示すれば

(一) 其戸數五百戸以上ノモノハ強制スベカラズ

但し隣接町村ノ獨立ニ堪ヘザルモノアルトキ又ハ衛生火防等必要アルトキハ此限ニ非ズ

(二) 村、戸數五百戸地価十萬円以上ノモノハ強制スベカラズ

但書同上

(三) 數ヶ町村合併の場合、其關係町村及部落の全部が反對する場合は強制すべからず

(四) 字又は小字は分割すべからず

但し衛生火防等の關係上必要あるものは此限りに非らず

右の標準に依り著者の挙げた三ヶ所の問題を解説すれば左の通りである。

(イ) 相川、下相川の場合此二ヶ町は連膽櫛比、どこが境界であるか見分けの附かぬ位なれば衛生火防上同一地域として合併するが當然である

(ロ) 夷町及湊町と加茂歌代の内 字福浦と字谷地の合併之亦（イ）と同一の状態である

(ハ) 二宮、野田、河原田、八幡の場合、野田村二宮村（字鍛冶町、字中原を除く）を一村とし、河原田、八幡、二宮村の中、字鍛冶町、字中原を合して一町とす（鍛冶町、中原、八幡の状態は（イ）（ロ）の場合と類似）

註、原案の如く二ヶの町村を形成すれば何れも相当の町村となり得るものを何の見る処ありて徒らに反対の我見を通し其あげく二宮、野田の両村は任意合併を完成し河原田、八幡は其後五十年にならんとする今日尚貧弱町村として孤影悄然の姿態を留め居るを見ては今昔の感なきを得ぬのである

以上（イ）（ロ）の場合は別に説明を要せぬ程明瞭であるが（ハ）の場合は単に鍛冶町中原の分割だけの問題ならば（イ）（ロ）は同一に処理し得べきも標準規定の三に依り関係者全部の反対であるが為に保留の意味を以て不許可となったのである。以上の事実は当時の陳情者に対しては縣に於ても参事会に於いても懇篤詳細に説示したのであったから其節の運動者たる著者も充分承知の筈であるが、当時は反対党であったが故に野沢を目標として攻撃したのであろうが、其人が今日佐渡政党史の著者として此問題を史実化せんとするに至っては宜しく双方の所説を公平に採取すべきに事此に出ず徒らに政争時代の悪夢を辿りつゝ、自説のみを挙げて之を世に伝へようとするその心事を何と評すべきであらうか

因に著者は小字を分割することは土地共有権或は水利権等にも支障を来すと論じて居るがそれは小字分割に限った問題ではなく大字又は町村間の分合の場合にも同様の問題あるも夫等処理の方法は別に基準の拠るべきものがあるが別に困難の伴ふものではないのである

著者の原稿

○政友会の候補選定会

政友会の衆議院議員候補選定会は七月十二日、遊景楼に開き満場一致を以て山本悌二郎を推薦するに決定し選挙委員の連署を以て即日推薦状を発送したが山本は目下台湾より帰国の途次 播州須磨にて病に罹りしを以て数日同地保養院にて治療を加へ居りしも稍軽快に起きたるを以て七月二十二日 神戸発列車にて新潟を経由二十五日午前十時夷港へ上陸し高橋、本間、齋藤、森、伊達等と共に各町村にて政見発表演説会を開き 大体選挙区の巡回も終へたれば折柄東京にて開催する台湾製糖株式会社の総会に出席すべく三十一日澤根出帆の御代島丸にて直江津を経て上京せるが会終へて再び帰国すべく八月八日上野出發九日直江津へ着したるに定期船御代島丸佐渡より来たらず選挙は迫り居れるを以て旅館いか屋主人の斡旋にて伏木港より新潟に行くべき汽船北越丸を八十円にて雇ひ九日直江津出帆十日拝暁小木に着し（以下略）

明治四号●政友会の候補選定会 [三十五年七月十二日]

著者の原稿

○第七回衆議院選挙

三十五年八月十日 第七回衆議院議員の選挙は行はれた（中略）、一方政友会にては已に山本との約束ありたれば台湾在住の山本悌二郎とは頻りに電信を往復して諸般の打合せを為し本人の承諾は得たのであるけれ共 七月は愚か八月に至るも本人未だ台湾を出発せざりければ政友会員中にも山本藤右衛門を知らざるもの多く況や有権者は猶然りといふ有様故半信半疑を懐けるものありし処へ選挙の日は迄々と切迫し前々日の八日に至るも猶本人来らざれば（以下略）

明治四号●第七回衆議院選挙 [三十五年八月十日] [衆議院及内閣之巻]

此選挙は中山小四郎、山本悌二郎両氏初めての対戦であった、自由派としては明治二十五年池野最平を候補に立て國権派の鶴飼郁次郎と競争して一敗地に塗れて以来十ヶ年其間五回の衆議院議員選挙があったけれども一回も候補者を立てることが出来なかったのであるが、今回は新進気鋭の山本悌二郎を迎へ得たのであるから是が非でも勝たねばならぬと党员一同の意気込みは相当のものであった。競争期間も約四週間に及ぶ長期戦であったが遂に山本の落選となったのである。著者は五十年前のこの選挙競争を筆にするに当って心身共に其境にあるかの如く昂奮したものと見えて一方の記事には山本悌二郎は七月二十五

日両津に渡り選挙区内各地に政見発表演説会を開き三十一日帰京した、と書いてあるかと思へば他方には山本は七月は愚か八月に至っても本人未だ台湾を出発せず様と殆ど正気の沙汰とも思はれぬやうな狂筆を振っている これ畢竟山本の敗戦を潤色しやうと出鱈目を書いたので前後を忘却し矛盾撞着の記事となつたことに氣附かなかつたのであらう。

著者の原稿

○政友会の候補選定

四十一年五月十五日は第十回衆議院議員の総選挙であるが政友会では山本悌二郎は既定の候補者だが憲政本党にては野沢卯市を推薦したれ共、慧眼なる彼れは新鋭にして勇氣潑刺たる山本を向ふへ廻すことの不利なるを知りたれば固辞して受けず云々とある（下略）

明治四卷●第十回衆議院議員選挙〔四十一年五月十五日〕〔衆議院及内閣之卷〕

此時憲政本党では野沢を推薦したと云ふ事実は全然ないことである、此后にも著者の原稿中 野沢候補云々の憶説記事が見えるから茲に予の候補に関する党の決定方針を略記して置くことゝする。

この前 党幹部集会の席上で談偶々本郡選挙界の状勢が金力競争の弊停止する処なき趨勢であるに鑑み之が矯正策として今後衆議院には山本を出すことゝとし吾党よりは縣會議員定員三名の内二名を出し政友派より一名を出すことゝせば合計四名の内両党共二名となり自然競争を避け得られやうとの説が問題となつて非公式に政友派の意向を打診したところ同派は縣議三名中二名を常に憲派に譲ることに難色があつて早急には協定成立の見込はないと云ふ報告で此問題は後日に見送ることに決した。これに関連して代議士と縣會議員と佐渡郡として何れを重要視すべきかとの問題が起り、いふまでもなく代議士は国政に参与するものであるから縣會議員に比して其職責の重大なることは勿論であるが郡民の頭上に直接利害を及ぼすことの大きなるは寧ろ縣会の面にある、依つて我党としては野沢を将来永く縣会に送つて郡内各種の公共事業に協力して貰ひ衆議院候補は隨時適當の人物を迎へることゝするがよからうとの議論に達したので予（野沢）は縣会の事は敢て当らぬけれども衆議院候補は猶更予の薄資微産を以て金権候補として有名山本に相對せんか忽ち全資産を蕩尽して再び起つことが出来なくなることは必然の結果であるから、断じて立候補の意志はないと答へた、幹部一同も亦一回の代議士戦で終生の活動力を滅殺されるやうなことは郡の爲にも甚だ不得策であるから将来永く縣政方面で尽くされんことを希望するとの事に一決したのであつた。

尚此選挙戦の記述中其行文筆致の上に公平を欠く処尠からず認めらるゝも冗長に亘る故一切を省略するが唯一つ「山本は糖業聯合会長であるから云々」とあるも山本は此時未だ聯合会長ではなかつた 彼が聯合会長となつたのは三年後の明治四十三年のことである、著者が自派山本の爲に其地位を重からしめやうと力むることの如何に深切なるかを見るべきである。

著者の原稿

○新潟縣會議員の補欠選挙

縣会副議長に当選したる高橋元吉は戸籍法違反の爲 四十三年三月失職したるを以て六月補欠選挙を行ふに当り 政友会にては四月五日河原田遊景楼に協議会を開き（以下集会の状況及多田線問題略す）三十三年には青木が郡會議員として建議を為したれ共 容れられなかつた 其頃青木は縣會議員の候補にも推されたれ共 名利を眼中に措かざる彼れは顧みる処なかりしに当時本縣土木課長青木某は國中村前橋の路線は已に赤泊線を開鑿したれば其平行線とも見るべき梯子の横木の如き多田線の必要を認めず云々と言はれた、と聞きたる彼れは憤慨措く能はず斯くなる以

上は我れ一度起つて如何なる犠牲を払ふも此路線を開鑿せざる得ずと時の至るを待ち居りし矢先に高橋の失職となり 四十三年六月補欠選挙の行はれんとするや彼れは時來たれりと立候補の準備を進めつゝありし処へ慧眼なる野沢は之を看破しよし此度こそ彼れを縣會議員に擁立し而して彼れに何等かの恩恵を與へ終始一貫彼れをして自党を去らしめざるの策を講ずるこそ肝要なれソハ他なし彼れが畢生の事業として打込み居る多田線こそ好餌なれ共果して内務省が縣道資格の認定を與ふるや否やを第一に研究せざる可らずとなし 丁度坂口仁一郎が上京の折柄であつたので依頼せし処坂口は内務省の近藤博士に依頼し同博士の尽力もあつて認可の見込充分ありとの回答を得たので野沢は早速青木に会見して「君が今回の縣會議員選挙に出馬せらるゝならば必ず多田線の開削を実現せしむべし」として内務省に對する経過及縣知事との接觸關係等を詳細に説明して勧誘せしかば彼れは渡りに船と大に悦びたれ共彼れも去る者態と「若し当選後此道路が出来ないと云ふ時は頭を剃つて隠遁する覚悟でなければ承知出来ぬ」と駄目を押せば野沢は「勿論其覚悟も結構であらふが萬一之を仕損じる様な事があれば予も亦決するところあるべし」と答へたれば彼れも快く出馬を決心したのである

明治四号●新潟縣會議員補欠選挙 [四十三年六月] [新潟縣会之卷]

明治四号●青木の補欠選挙 [四十三年六月] [新潟縣会之卷]

青木立候補の事情は予が著者に詳細を語り 其大要を記して送つたものを著者は日附を前後に置きかえたり又事実を顛倒して自己の欲するがまゝに改作したものであるから、予は今著者に語つた青木立候補事情の詳細をこゝに掲ぐる事とする。

予が青木を縣会に送つて永く責任の地に立たしめやうとは兼てからの考であつたが彼は常に縣会に望はないとして其内情真意を打明けられた事もあつた。併し多田線の改築は彼が畢生の希望であることは分り切つて居たのである。処が時の縣知事 清棲家教は消極主義の人であつて、縣予算は毎に緊縮方針を取り道路問題に就ては殊に然りで彼が來任以來既に四年の久しきに及ぶも新規道路の發案されたものは停車場道路の如き必然的なものゝ外は僅に一、二線路に過ぎなかつたので昨年の通常縣会中吾党支部の決議を以て知事に対し本縣は全國第一の大縣でありながら道路の發達は著しく他府縣に後れ随つて經濟文化の發展を阻害せられて居ることは甚だ遺憾である、依つて來年度には少くとも十線路以上の新規發案をせられたいと強口要望の挙に出たのに対し知事も翻然として之を容認すると言明せられて居たのであつた。

此事あつて間もよく此補欠選挙に際したのでこれこそ天与の好機奇貨置くべしと、予は出縣して坂口支部長に会見して今回佐渡の補選には青木を出し多田線を成功させたいと思ふと依頼的に謀つた。支部長は直ちに之に同意を表されたが、先以て同線の縣道資格に就ては前年來時の当局者其人に依つて或は可とし或は否とする意見が發表されたこともあるから今回は先以て其点を確かむる必要があると云うふことで坂口支部長上京の際其方面の運動をすと云ふことに打合せて置き歸郡後 青木に一応其旨を話したが固より確定的の所迄突き進む話ではなかつた其後 坂口支部長上京して内務当局に陳情し、尚近藤五郎博士(当時土木及口の大權威者)に依頼して同博士の尽力も加つて数日を経て資格認可差支へなき見込との電報を得たので野沢は早速青木に面会して内務省に對する経過及知事との接觸面の關係等を詳述して 此に多田線怪傑の為に絶好の機会なることを詳述した。青木は半ば悦び半ば不安の顔色を浮べて自分が此に立候補して当選の後萬一此道路が出来ないと云ふやうなことがあれば頭を剃つて隠遁する覚悟でなければならぬと云つた。予は其言を壯として勿論其覚悟をも結構であらう。萬一これを仕損ずる様な事があれば予も亦決する処があると心胆を披瀝した応酬の上彼は慨然として決起したのである。

青木が立候補した後当選前であつたか後であつたかハッキリ覚えぬが何れにせよ青木が縣会へ出てから此道路が何の苦もなく安産したのでは味がないと云ふので沿道有志者数名を出縣せしめて多田線に就いて陳情する処があつた。其時青木課長が地図を見て之は平行線で梯子の親木のやうだと云はれたとの同

志者の報告を聞いて青木（永）は前途山の見えた問題であるから新来課長に何が分るものかと大威張で啖呵を切って置いたと後日談で大笑いしたことがあった。著者は予が語った此青木課長の言を態々月日を遡らして青木立候補の決意の動機であることに仕組みしは何故であろうか、蓋し青木の立候補を野沢の勧誘に依るものでないと云ふことにしたい腹と読むより外はあるまい。如何に党派心とは云へ斯くも事実を変造までして句揚（青木は晩年政友会に入った人）他貶に鑿心刻苦する著者の心事こそ洵に憐むべきものである。

著者の原稿

○第十六回選挙

四十四年九月二十五日 第十六回の選挙行はる（中略）政友派では川茂の風間清太郎を候補に立てんと希望を以て、川茂の池野與人を通じて其養母及本人清太郎に説かしめしに養母は直ちに承諾し本人も乗り気の模様なりければ政友会より正式に交渉せしむる方得策ならんとて赤泊の武部喜八郎をして新町の嵐城嘉平に電話して嵐城を風間方へ向はしめんとせしに折柄通り掛りの役場書記 佐藤某の聞く処となりて政治上の問題らしく疑惑を懐き之を野沢に告げしに野沢は嵐城の川茂へ来るべき日に人を雇ひて川茂に遣し之れを見張りせしめしに果して嵐城来りて金子紋蔵の案内にて風間方へ来りたる由を見張人は野沢に報告した。嵐城は風間母子に会見して政友会の候補者たることを承諾せしめ、河原田にて会合の日を定め悦んで帰りしに野沢は之を探知し風間が河原田の会合に出席すべき日に新町へ出張し吉田忠左衛門旅館表二階にて風間の通過を今や遅しと待ち受け居りて之を呼び留め実兄 山本幸策を三宮より招きて共に之を説伏して断念せしめた、一方政友会にては嵐城、池野等の報告を得て大に悦び九月某日河原田の城南閣に候補選定会を開き風間の来るを待ち受け居りしに池野等は風間と共に自転車を並べて國中へ出向く事は人目立ちて宜しからずと 已に野沢に探知されて色々と画策し居ること、は夢にも知らず二、三の同志を伴ひ風間より先発して城南閣に來り待てど暮らせど風間の來らざりければ池野は不思議に思ひ新町へ赴きて野沢に拉致されたることを聞いてコハ大変なりと河原田へ通報せしを以て齋藤長三、水谷松次等は新町へ車を飛ばしたれ共風間は已に三宮の実家へ送られたる後なれば如何共詮術なく嵐城方に会合し急使を川茂の風間家へ使わしければ養母は時を移さず嵐城方に來りて曰く「彼れは風間家の戸主である 本人が承諾し自分も同意したることなれば山本家の容喙すべき処にあらず我れ山本家に至りて山本父子が何と陳ずる共連れ來るべし」と意気軒昂出て行きしが頓て歸り來て曰く、「山本家に至りたれば山本父子は辞を低ふして彼れ未だ早きのみならず夫が為め風間家の資産を減耗せしむる様のことありては先祖に對し相済まざれば此度は辞退せしめられたしと懇請息まざりしを以て歸り來り」と流石豪気の養母も施すべき手段なしとの事故 嵐城 齋藤等は茫然自失鳩首協議中へ山本傳十郎自ら來りて頻りに辞退を請ふので、又他に適任者を見出すことが出来ずして止むを得ず野方平作一人を立てた

明治四号●第十六回選挙 [四十四年九月二十五日] [新潟縣会之卷]

政友派では川茂の風間清太郎を候補に立てんと希望を以て新町の嵐城嘉平が風間家を訪問して清太郎の養母に談判したことを聞知した。予は人を派して其内容を探くらしめたところ其報告に風間家を訪れた嵐城は人を見て法を説けとの機微をつかみ養母に対して「忝清太郎さんを縣会に出して下さるならば選挙運動費は全部山本代議士が負担し其外当選の暁縣會議員として新潟に滞在するには尠からざる費用を要することであるから毎年交際費として五百円を贈呈しませう」と飛付きそうご馳走を並べたので養母は一も二もなく之を承知して親の威光を以て本人清太郎に殆ど命令的に候補を受諾すべしと申渡したとの事情が仔細に分かったので、予は風間が河原田政友会の会合に出席するといふ日に新町の吉田旅館に先着して居て風間の通過を待受け之を呼留めて其真意を叩いて見た。風間は養母の大々の乗気に対して無下に反対も出来ずさりとして自分としては余り乗気にもなれないから河原田の会合に出席する前に実家へ立

寄って父や兄ともよく相談の上起否を決する積もりでコンナに早く（午前九時頃）出掛けたのであると言はれたので、予は然らば令兄を招くことにしやうと急使を馳せて孝策の来会を求めて先づ事の経過を話して其意見を徹した。

孝策は言下に反対の意見を表明して河原田の会合は出席するに及ばぬと思ふが然し一応は父にも相談する方がよからうと清太郎を促して共に実家へ戻り父子三人協議の結果は苟くも縣會議員といふ名誉ある公職に就かむとするものが其運動費や交際費の支給を受けて其人のために頭のがらぬやうな地位に立つことは却って家門を辱かしむるものであるとの理由で断然立候補を拒絶するがよいといふことに意見が一致したとのことである。政友派は何故斯くも多大な犠牲を払ってまでも風間を擁立しゆうとしたかと云ふに由来赤泊方面は、改進黨以来の金城湯地で政友会は選挙毎にこの地方の運動には並々ならぬ苦心と費用とを要するので此地方に一廉の人物を得たいとは多年の希望であった。ところが風間安右衛門の未亡人は一種異彩のある人物なることと知って其意向に迎合する妙策を案出しての嵐城談判となつたのである。若し之が成功して赤泊村の一角に政友会の勢力を扶植することが出来るとすれば一時的の費用の如きは惜しむに足らずとの算段であつたと云はれた。

著者の原稿

○小木突堤の修繕工事

七年十一月の縣參事会に小木港突堤修繕工事費の追加予算案が提出さるゝことゝなつた、此突堤には七年度の修繕工事費があつて夫が未だ竣功とならざる中に波浪の爲め又々若干破壊したるを以て修繕工事は更に擴大せなければならぬ事となつた、処が小木町の有志者は此突堤の延長即ち突端の継足しを希望なし居る折柄なれば此際尖端も波浪のため破壊されたることにして前記修繕工事に加へて新規修繕工事の追加予算を提案せられる様、時の縣會議員たる齋藤長三に持ち込み齋藤亦之れに同意して小木町民の希望を達成せしむべく努力した、憲政会の領袖 野沢卯市は居村赤泊港に力を尽せるを以て小木町民は常に政友会に拠つて自己の港湾を維持したものだ、高橋元吉が縣會議員時代には湾内の暗礁除去と突堤完成に努力したれば齋藤も亦小木を援すべく努力の結果当路者の諒解を得て右修繕費の追加案を十一月の參事会に提出するの運びとなつたのであるから小木町の有志者の此機逸すべからずといふので參事会開会前更に齋藤を出縣せしめて尚遺漏なきを期さんとして、町長 古城哲太郎は齋藤と共に十月二十八日出縣することに定めた、然るに塚原徹は小木町代等を集めて

齋藤が知事の諒解を求めて提案することになりたればとて參事会は今憲政會議員が多数だから政友会の齋藤が出て運動することは却て不利である

と語りければ夫は最も次第なりとて齋藤には無断で塚原が町長と同伴、出縣することになつた、齋藤はそんな事とは知らず約定の二十八日に仕度して町居る処へ古城来りて以上の談話をなし出縣見合はせよとの事なりしが夫では今まで自己が小木の爲めに尽したることは真か偽か分からざれば之を明らかになさればやと考へ他用件の爲め出縣する装ひをなして同船航海せんとする途次、曩に小木港湾を測量し其設計を爲したる技手 富永元治が兩津築港事務所に居るのを訪問して之を聞き取り新潟に致るや直ちに港湾主任技師 中村孫一を訪問した、中村は就任日浅くして小木港は未だ一見もせざるものなることを知り居る齋藤は種々の質問を發した、中村は遂に答弁に窮し

実は拙者着任早々の事にて未だ小木港湾を知らぬので七年前の修繕工事の波浪のために破壊されたるものを修繕せねばならぬといふ事に就ての説明はなし得れ共 更に其突端延長工事の追加に至つて其説明に些か迷惑感ぜずの奥山課長は負傷のため目下村杉温泉で静養中なれば工事の説明については拙者が其障衝に当らねばならぬ、知事或は參事会より内容の質問を受けても或は其答弁に苦しむことないと言われぬ 若し夫が爲め追加工事のみならず以前の修繕工事までが否決又は延期さるゝ様の事となりては地元へ対し甚だ氣の毒である

と言われたので齋藤は

お説至極御尤も拙者も実は案ぜられるが故に貴官を訪問した次第であるが 然らば是より村杉に赴き課長と相談すべし

と申しに齋藤は縣會議員の事なれば中村も大に悦び宜しく相談してくれよとのことであつた、齋藤は村杉に赴き汽車の爲め負傷して静養中の奥山課長を訪問して如上の事実を話し 寧ろ此際は追加工事は見合はせ課長帰庁後の十二月の参事会に提案することゝし、今回は前の修繕工事のみとせば安全ならんといふことに決し則ち奥山は其旨を書面に認めれば齋藤は此書状を中村に手交し中村は重荷を卸したる様の心地となり、十一月には追加工事を見合はせた

一方町長と塚原は在新潟なる野沢卯市を訪問せしに野沢も齋藤がそんな仕事をして居ることは夢にも知らず、已に提案することゝなり居りし事故大丈夫なる由を語りければ塚原等は喜んで小木へ打電して帰町せしが齋藤は村杉より新潟へ帰るや追加工事提案見合はせの電報を佐藤嘉十郎に送れば大に驚き塚原等の帰町を待つて町代等が詰めかけしに流石明智の塚原も大に困つたとの事であるが十二月の参事会に発案されて通過せしことは勿論の事である

大正二号●小木突堤の修繕工事 [大正七年十一月]

此問題に対する著者の記述は徹頭徹尾我田引水と云ふより我田盗水といふ方が至当であらう、問題の真相を詳記すれば、小木港の突堤は前年度の破壊に対して復旧工事中更に増破の箇所を生じたので、大正七年中 縣は其復旧工事を立てつゝあつた際、予は其現場の状況が縣設計の如く破壊部分の復旧では保久力極めて脆弱なるものであるが、その設計の終端より若干を隔てた前方の水底に暗礁がある、それを築き留めとして施工すれば保塁の効果は一層完全なものにならうと、工事担当者の言を聞いて之を縣当局に進言した。その結果増額設計となつたのである、予は其内容を同志塚原徹等に通じて置いた、ところが縣會議員齋藤長三は夫等の事情は知る由もなく唯だ単に小木突堤の復旧費が縣参事会に発案されると云ふことを聞いて古城町長（政友派）に書簡を寄せ小木突堤の修繕（齋藤は復旧と修繕とを混同して居る）工事を今度の縣参事会に発案させる様に尽力中だから至急運動費として三百円余り用意して来い自分も共に出縣して最後の運動をなす必要があると通知して来たので古城町長は三百円（当時であつては大金）の運動費調達の為町代会を開いて協議にかけた、すると塚原（憲政派）は兼て問題の進行状況を知つて居たから、三百円の運動費は多過ぎはせぬか又縣参事会員は憲政派が多数であるのに政友会に依頼することはどうか、殊に問題は既に縣の諒解を得て設計も出来た様に聞いているから一応敬意を表する程度で良からうと延べたので衆議は遂に運動費は一百円として出縣委員は古城町長と塚原の兩名とし齋藤には後で別に謝意を表することに決定した、ところが出縣の途次 古城は齋藤を訪ねて右の次第を語つたので齋藤は大に憤懣の色を爲し即時出縣して工事設計者口永技師と両津築港事務所に訪問し（町代会の時 延長工事のあることを塚原が話せしを古城が齋藤に通じたので其内容を聞く為）其工事内容に復旧以外の延長工事あることを確め直ちに出縣して中村技師と質問応答を爲し轉じて村杉に至り奥山課長に面談して延長工事を中止せしめたのである。

十二月の通常縣会中 予は奥山課長に小木突堤の復旧工事の突然中止の理由を質したるに、あれは齋藤縣議が小木の意見だと云ふて止めてくれとの事であつたから地元側からそんな議論が出るなら止めやうと云つて取り止めたのだ、後に齋藤は次の縣参事会に出してくれとのことであつたが、復旧急施工の場合ならば工事の保堅上必要ありとの理由で付け加へられないことはないが、既に急施工の復旧工事と切離した以上は工事の性質上違つて来るので参事会に発案出来ぬと断つて置いたとの話であつた、そこで予は課長に対しそれならば、この縣会で土木費予算中にある港湾費を増額して施工の出来る様にしたいからと云つて其費額の調査を依頼したところ六千円を要するとのこと それに直江津にも似た工事があると云

ふので夫も加へて八千円の増額をするといふことに課長と打合はせを為し、右の修正説を十二月十四日の本會議に提出して可決となつた、こゝに其事實を証明せんが為に縣会の速記録を転載する。

二十番（野沢卯市君）本款につきましては一個の修正がございます、それは第三項の港湾費、こゝに三百円計上してあります所を八千円の増額を致しました、こゝに計上してあります三百円は縣の經營に属しますのる港湾の孰れかに破損を來した場合の修繕費と云ふことになって居りますが元來修繕費が常に過少でありますが為に少しく大なる破損のある場合に対しましては殆ど手のつけやうがないのであります、其結果として不慮の災害で多くの費用を要する處の損害を招くことがあるのであります、今爰に八千円を加へましたのはどうゆふ處へ使います目的かと申しますると直江津の河口修理費及佐渡小木の突堤修理費迄の二つを見込みましたのであります、殊に其中の小木港の如きは大大破に及んで居りますので其中の一部は先月の縣參事會急施會に於きまして復旧費として決議になって居りますが其残りました部分に付て約六千円の金を投じますれば、これが修復を完成することが出来やうと思ひまするので爰に此金額を増した次第であります、そう致しますると約二千円の金が直江津河口改修に向ひます割合になります、この精神を以て右の増額を致しました次第であります。

議長（平松君）委員長の報告で第三項港湾費に八千円を増額すると云ふことであります、それに異議はありません（異議なしと呼ぶものあり）議長（平松君）然らば其事に確定いたします。

との議事は縣會議場のことであるから、當時縣會議員であつた著者は其議事の実況も知り、其速記録も保持して居る筈であるのに、何故縣会の決議を殊更に參事會の決議と詐録したのであらう、惟うに著者の行文は党派の自他により偏頗褻貶の跡、歴然たるものゝあることは、本稿読者の等しく認むるところであらうことでも著者は自己の參事會説が実行されたことを誇示したい心理作用と一面政敵でもある野澤の名を出すことを嫌忌する嫉妬心の現れであらう。更に又此稿に於て著者の記述に重大なる虚偽のあることを指摘せねばならぬ点がある。夫は著者の原稿冒頭に述べて「小木町の有志者は突堤の延長を希望して居る折柄 齋藤も之に同意して小木町民の為に其希望を達成せしむべく努力し（中略）其結果当路者の諒解を得て右修理費の追加案を十一月の參事會に提出する運びとなつた」と書いてある 然るに本文になって「富永技手に聞いて新潟に出て中村技師に種々質問を為したところ、中村は延長工事に付ては遂に答弁に窮した、（中略）村杉に至り奥山課長に面談して以上の事實を述べて此際提案を見合せるやうにした（後略）」とある、これでは前に懇願して出して貰つたものを後で反口して潰したことになる、如何に二重人格者ありと雖も之が同一人の言動と見られやうか、この前後正反対の記述は何れかの一方が虚偽であることが当然視されやう、これに就て著者の初稿には延長工事に運動したといふことは全然書いてなかつた、其後予が著者に會談の際（原稿の他の部分に就き更正補足の数々に就て注意要求した時）この延長工事を予が進言して設計に加へしめた顛末を詳しく語つたのを著者は全部之を我物顔にして書き直したものである、此の事實と縣会の決議を參事會の決定と詐録した、二事に対して我田盜水ありとの酷評を敢てした所以である。尚著者の原稿中、高橋元吉が縣會議員時代には小木港湾の暗礁除去と突堤完成に努力した云々とあるも高橋の縣會議員時代といふのは明治四十年より四十二年に至る三年間である、其間に於いて高橋が小木港問題を提唱したのは〇年の通常縣會中のことである 此年の縣會は政友派と國權派と一時連合して憲政本黨に対して一名の当執を制した時である、高橋は之を好機として小木港を赤泊港の比較港として測量調査すべしと云ふ党略的建議を一回出した事があるのみで突堤の延長も暗礁の除去も高橋の提議に依つて実行されたと云ふことは一回もなかつた、突堤延長の掲諸を開いたのは前記の如く予の提唱であり、又暗礁の除去は明治四十三年の縣會で予が同志二十五名の賛成を得て小木二見両港の暗礁取除きの建議を十一月三十日の縣會に提出して其要望理由を述べて可決となつたものである。（詳細は同日の縣會速記録を見るべし）こんなことを吹聴がましく書きたくもないのであるが著者が余り党派心に驅られて烏

驚転倒の事実を伝へんとするのを更正するが為 止むを得ざるに出たのである。

著者は石田芳太郎保証金と題して選挙直後に起った石田芳太郎と山川健と立候補供託金取戻しの民事訴訟を取上げ原因も分らぬ記事を長々しく書き立て、居るが事の真相を探求すれば次の事情に依るものである。

昭和三年二月二十日の衆議院議員選挙は普通選挙法実施初回の選挙で第一区に於ては政友民政の両派は共に二人の候補を立て、三ツ星を四人で争ふ大決戦となつて（無産井上 中立新保の立候補はあつたが初めから問題視されなかつた）勝敗の数略賭すべからざる形勢であるので、石田芳太郎は態々 西蒲原へ立越し、田辺候補の会計田中堅太を訪問説きて曰く田辺氏の為に計つて安全なる方策は他の三候補の内一人より一票でも多ければ当選する訳だが夫を実現するに一策がある 則ち山本と野澤は共に佐渡を寝処とするものであるから、自分が佐渡から立候補すれば野澤 山本の票を相当喰ひ荒すことが出来るが遺憾なることには資金が意に任せぬ点である、今こゝに二千円の供託金と若干の運動資金の都合が附れば明日にも立候補届出しの手続きをして公表すれば予が部下の公正会員は直ちに結束 活動を起すであろうと、其後の状勢を巧みに進言したので、田中も勝敗が氣遣はれる際のことゝて、二千円の公債を貸与し後は実戦の様様に依つて相談するからとの約束で石田は直ちに新潟に引返して立候補手続きを運んだ、ところが其晩縣で調査の結果 石田処刑後執行猶予中の欠格者であることを発見したので其旨本人に通知した、処が彼は失望するかと思ひきや瞬間身を転じて今度は山本の新潟事務所へ往つて如何に弁舌を振ひしものか現金一千円の交付を受けて新潟を出発し寺泊を経て赤泊へ渡り羽豆太三次を訪問し 今回の選挙は大競争となつた、万一野澤が資金不足のことがあつてはならぬから此地方の為に之を使つて必勝を期してくれと云つて三百円を置いて直ちに新町に出て山本候補を応援する為め同所で推薦状を印刷して発送しつゝ、更に奇怪なるは彼腹心の者に密会して田辺候補に投票させた、本郡から田辺に四十五票 石田の居村から十五票の出たのは夫が為であつた。そうして選挙が済むや彼は又直ぐ羽豆を訪れ先日置いた金はどう使つてくれたかと問ひ、羽豆はあの俵であると答へたところ、夫なら返してくれ俺の方に少々入用があるといつて持ち帰つた、如何に選挙道楽の性癖とは云へ是れは又余りに離れ業とでも評すべき唾然たるの外はない。

そこで供託金取戻し事件といふのは石田が田中堅太から手交を受けた二千円の公債証書を供託するに當つて、山川健を代理人に頼み、山川は手元持合せの印影を用ひて立候補届出と供託手續を完了した。後石田の欠格者なることが分つて届出は無効となつたが供託金は暫く其俵と成つて居たのを後日 山川が前に使用せる印影を以て、マンマと取下げたのである、夫を石田が請求しても山川が應じないので遂に訴訟を提起したのであるが根本を洗へば選挙違反となるので原被双方共主張の出来ないところもあつて遂に石田の敗訴となつたのである。

著者の原稿

○第十七回選挙

（前略）一方民政党にては今回は是が非でも野沢を当選せしめねばならぬとして種々の方策を講じ、警察の側へもウルサクて困る位の注文を持ち込み 制私服の警官を昼夜政友会の事務所を監視せしめ其出入者を誰何し或は身体検査を行ひ或は政友会員に尾行して要務を妨害せしむるなど官憲の手不足に乗じて民政党员又は雇ひ入れたる人々に民政党幹部の名刺を持たせ又は合印し合言葉等を用ゐて警官の補助たらしめたる者が政友会員の眼にはホンモノと見へて之を恐るれば彼等は面白半分にて之を脅威したれば事務所は包圍に陥り自然に運動の途を断たれた（後略）

昭和二号●第十七回衆議院議員選挙 [五年二月二十日]

此選挙に対する著者の記述は依例如何万事自派を有利に反対派を毀傷せんとする露骨の現れである以

外の何物でもないから一々是を取上ぐる必要を見ざるも其中重なるもの一二を拾って見れば警察官の選挙干渉事実として著者の列示（前掲）せるものは其実昭和三年政友会内閣時代に行はれた総選挙の時に於ける警察官及び政友派運動員の行つたる遣口其俣を虚偽記載したもので民政派のそれとは大いに其趣きを異にしたるものであることを一言して置く、尚又選挙後に於て政友派幹部が（石田以外に）頻々告訴沙汰に及びたるは負腹慮せの口婦の態度に外ならず一として犯罪を構成したるものはなかつた。唯石田芳太郎の行動に関し著者が殊更に避けたる部分に就いて大要を記することゝする。

石田は前回の選挙の際 田辺、山本両候補の選挙事務所に対して一芝居打つたので今回は両候補共相手にしない位のことは彼れ自ら知恵せるが故に、議会解散の数ヶ月前から予に渡りをつけやうと、数回書簡を以て立候補を勧誘して来たけれども 予は其都度之を拒絶したので彼は自ら新潟へ出て来て屢々予を訪問して勧誘之れ努めたが予は例に依つて巖に之を断つたところ、二月五日朝又々来て、どうしても立ってくれぬといふならお金を貸して貰ひたい、自分はこれで二度出新したので野口旅館に七十円余り宿料が溜つて居て立つにも立たれず困っていると云はれたので予は余り煩さいから早く帰した方がよいと思つて其乞に應じ貸し与へた。其後予は覚悟止むを得ず立候補することになった時彼は予の選挙事務所である河原田江戸屋へ来て選挙委員にして呉れと申し込んだが、相田事務長は選挙委員は已に定数に充ているから演説に廻ってくれと云つたところ彼は演説は得意でないから駄目だと云つて表座敷にゴロツキ昼夜酒浸りで動かなかつたが幹部の慰諭で選挙の前々日（十八日）海府方面へ出掛けて一回演壇に立つたが泥酔して演説はシドロモドロで殆ど要領を得ず他の弁士も呆れ返つて十九日早朝本部へ移らしめた。

選挙の数日後石田は新潟へ出て森守蔵等と謀つて政友派幹部と会見して野澤の選挙違反事実を数多く掴んでいと持ち込んだので同派幹部は野澤の違反事実があらば夫を摘発して失格させよ そしたら五千円を報酬すると相約し、先以て政友幹部某氏の執筆で毎日新聞に投書した、それを小柳社長が偶然一見して此記事は余りに甚い事実らしくないやうに思はれる、過ては社にも責任が来るからと思つて没書したと後日小柳社長の直話であつた、閑話休題、石田は野口旅館に腰を据へて政友派に対しては風聞や想像や虚構をでっち上げて実しやかに違反材料と称して提供しつゝ、一方では桜井旅館に予を訪ね来て相田事務長に買取運動の事実がある、今の内に自分が押ふれば未然に防ぎ得るが放任して置けば一大事に及ぶであらう、万一本現れて候補者が連座するとなると折角の当選が無効になると、親切の裏に威嚇を秘めて暗に求むる所あるものゝ如くであつた。予は彼の平素を知つて居るからよい加減にあしらつておいた。三四日過ぎると又々来て相田事務長の違反事實は愈々明瞭となつて来たので二三日中に告訴状を出す手筈であるから一應お耳に入れて置くと云ふのであつた。予は之に答へて予告の御好意は忝ないが君の行動は君の随意である、予の事務長に違反があれば山本の事務長にもそれがあるであらう、何事も天なり命なり又何をか云はんやだと口を噤んだ。彼も亦去つた、予は数日来彼の行動に就て或る機関を通じてその往復する人物を知つて得た、随つて其筋書の想像も略ぼ付いたのであつた、其後二、三日過ぎて一通の郵便が着いた、それは云ふまでもなく石田の書状であつた、其文句に「告訴状は新潟検事局と小木警察署へ各々数十通を提出したが よく考へて見ると これは自分の本意ではないので其実を申せば近日中に一千円許りの入用がある、今若し之を調達して呉れ、ば告訴はすべて取下げとする」といふのであつたから出廷して訊問に答へ且つ石田との関係経緯を述べた。其前後に告訴状に依つて召喚された数十名の有権者及有志者は代はるがはる呼び出されて取調べを受けたが根本が架空の捏造告訴であるだけに唯一人も留置せられたものもなく皆一通りの訊問を受けただけで還された。小木警察署へ出した告訴状は相川区裁判所の検事廷で数十名を幾日も掛つて呼出し取調べたけれども之亦一人の嫌疑を残したのもなく、さしも□□の告訴状は所謂泰山鳴動して鼠一匹も出なかつたと云ふ滑稽な仕末に流石の石田も大に煩悶したと見えて最後の一計を案出して彼自身が直接野澤から運動費を貰つたと云ふて自首したのであつた、之に対して検

事は予に訊問があり石田と対質を求められたが更亦石田の主張に根拠なきを認められ、却って石田の犯罪が成立して懲役四ヶ月を云ひ渡された。

一方石田は山本派に対しては前記告訴事件は勿論種々の風聞やら想像やらを掻き蒐めて如何にも事実らしく偽装して通信したので東京でも之を重大視し野澤失格に関する材料の蒐集整理の為 精養軒ホテルの一室を借り受けて事務所を設け事務員を常置して牧野弁護士（賤男代議士）が主任となつて時々顔を出して鋭意其事に當った 其當時に於いては、こんな数多有力な材料がある以上は必ず相田事務長は引掛かり野澤の失格は殆ど決定的だと一時は大に得意樂觀の体であつたと云ふ。

扱て又石田は刑期四ヶ月獄舎にあつて静思黙考良心の呵責を受けて深く前非を悔ひ満期出獄の後 予を訪れ悔悟の心境を述べて将来の教を乞ふと謝罪の意を表されたので予も亦 釈然として過去を語らず処世雑談に刻を移したのであつた、其後彼は狂癡的一面は脱却し得たやうであつたが持前の政治欲念は却って倍々昂上し、後昭和二十二年衆議院議員候補に立って遂鹿場裡に奮闘したが幸運は遂に彼を恵まなかつた。

昭和八年十月八日佐渡政友倶楽部秋期大会に於ける宣言

宣 言

倫敦軍縮會議ハ実ニ日本對英米ノ無流血海戦ニシテ日本ハ明ラカニ敗軍汚辱ヲ蒙レリ、日本海軍ガ其最低戦略基礎トシテ要求セル英米七割ノ論拠ハ 手モナク粉碎サレ巡洋艦ノ必要量ヲ奪ハレ潜水艦五万噸ノ精鋭ハ口舌折衝ノ間ニ沈没ノ憂目ヲ見タルニ等シ、当時識者ハ挙テ憤慨シ我党亦率先シテ幣原外交ノ軟弱ヲ痛撃シタルモ、濱口内閣ハ名ヲ國民負担ノ軽減ニ藉リ、俗論ヲ炙リテ先覚ヲ誹謗シ、軍令部長ノ上奏ヲ阻止シ、國內強硬者ヲ圧迫シテ膝ヲ英米ニ屈ス、國家一旦膝ヲ外邦ニ屈スレバ辱シメ相次グ至ル蓋シ自明ノ理ナリ、果然支那ノ以夷制度政策ハ英米ト結ンデ日本ヲ侮リ遂ニ滿州事變ノ勃発トナリ、國際聯盟ト英米ノ刀ヲ借リテ我ヲシテ孤立陥ラシメ、此クテ日本ハ國史上未曾有ノ非常時國難ニ遭遇セリ、濱口内閣ガ挙國激憤ノ裡ニ倒レ、犬養内閣ガ憲政史上曾テ見ザル多数ヲ議會ニ制シタルハ当然ノ事ナリ、豈図ランヤ五・一五事件ノ突発ハ却テ強硬外交ノ犬養内閣ヲ瓦解セシメ、犬養内閣ヲ支持セル大多数國民ノ意志ヲ蹂躪シ去ルノ結果トナル、而カモ倫敦條約締結ノ責任者ハ權勢ノ地位ニ晏如トシテ國民指彈ノ外ニ傲然高嘯ス、今ニシテ考フル処ナクンバ此レヨリ一國ノ思想混乱シ不祥事更に相次ガン

曩ニ濱口内閣ト其與党タル民政党ハ國民ノ經濟的苦惱ヲ救フノ道一ニ消極政策ニ在リトナシテ通貨ヲ収縮シ物価ヲ低落セシメ産業ヲ萎縮セシメ却テ整理自然ノ道トナシ、其遂ニ收拾スベカラザルニ及ンデ掛冠セルモ時既ニ遅ク國民塗炭ノ苦ニ沈ミ一國ノ經濟全ク死灰ニ帰セントセリ、犬養内閣成ルヤ俄然積極政策ニ轉向シテ死中ニ活路ヲ得（原書此間十数字不明）常時對策ヲ立ツルニ皆我党ノ積極政策ニ聽キ我党ノ指導ニ待ツニ至リシハ國家ノ為メ喜ブベキ現象ナリト雖モ未ダ甚ダ不徹底ノ誹リヲ免レズ、然カモ現下ノ國情徒ラニ躊躇スルヲ容サズ 我党鈴木総裁ガ過般齊籐首相ノ問ニ答ヘテ國策ノ當サニ執ルベキモノ數条ヲ提示セルハ則チ之レガ為メナリ、特ニ國民經濟ノ深刻ナル苦惱ヲ除去スルガ為メニ金融制度ノ改善ヲ行ヒ産業諸計画ノ實現ニ努メ貿易状態ヲ回復シテ失業防止ノ問題ヲ解決シ急速ニ米價ヲ引上ゲ國民ノ中堅タル三千萬農民ノ生活ヲ向上セシムルト共ニ他方倫敦條約ノ欠陥ト其脅威ヲ明カニ認識シ是レガ是正ヲ斷行シ 昭和十一年以後ノ國防ノ危機ニ備フルハ再喫緊ノ事ナリ、而カモ之レガ為メニ國民ハ新タナル國防費負担ノ増加ヲ覚悟セザルベカラズト共ニ國民經濟ヲシテ極度ノ圧迫ニ堪ユルノ覚悟ヲ要セシム、則チ臥薪嘗胆ノ恨ハ外ニ向フト共ニ内倫敦條約締結ノ責任者ニ送ルハ寧ロ当然ニシテ非常時ノ重圧是レヨリ益々増大シ一旦其方途ヲ誤ランカ憲政ノ前途甚ダ暗澹タリ、然ルニ齊籐内閣ハ老衰廢殘ノ影歴然トシテ我党ノ強力ナル鞭撻ニ堪（此間原書欠字アリ）ノ語ヲ天下ニ示スハ正ニ此時ニシテ我党ノ責任甚ダ重シト言ハザル可ラズ、此ニ於テカ我党ハ宣シク率先シテ倫敦條約ノ欠陥ヲ訊シ國民ヲシテ其真想ヲ知ラシメ 然ル後立憲ノ大義ヲ翳シテ國民大多數ノ支持セル我党政策ガ真ニ現下非常時ニ最も適合セルモノナルコトヲ知悉セシムルニ遺憾ナカランコトヲ期スベキナリ

昭和三年●本郡政友倶楽部秋季大会 [八年十月八日]

昭和八年十月八日 佐渡政友倶楽部大会に於て去る昭和五年 民政党内閣当時のロンドン条約並に濱口内閣の緊縮政策を攻撃するの宣言を発表したのに対し 十一月二十八日佐渡民政倶楽部では左の反駁書を発表した。

佐渡政友倶楽部が去る十月八日秋期大会を開て発表したる宣言は只管自党の体面を粉飾すると共に我民政党の名声を傷けんと試みたるものなるに拘らず其内容は索強附会の事実と支離滅裂の論理とを駢列したるに過ぎず為めに却て自手を以て我面を撃つに等しき愚に落ちたるは殆ど憫笑にだに値せずと謂うべし

○倫敦条約問題

政友倶楽部は先づ倫敦条約を拉し来って我党攻撃の材料に供せりと雖も該条約は昭和五年の出来事にして当時我海軍部内に起りし反対論に呼應して政友派が党略の具に供し 一時世論を騒したるも欧州大戦の台風一過により飽くまで世界の平和を維持せんとする国論は四囲の氣勢に鑑みて之を止を得ざるの処置なりと断じ枢密院に於ても満場一致可決して御諮詢に答へ奉って茲に凡ての解決を告げたるものなり、然るに佐渡政友倶楽部諸子が政争の材料に事欠いて四年後の今日又々之を蒸し返し所謂喧嘩口端の棒千切の愚を演ぜんとするは如何に諸子が醜悪なる党争に専念して國家を憂ふる熱情を忘れ一定不動の国策を批判して外国の侮を避けざる輕佻浮薄の態度なるかを自ら語るものに外ならず而も天下の公党が徒らに過去の夢を口ぶて世人の將に記憶より遠ざかりつゝある問題と呼戻して俗耳を刺激し國民を誤れる虞れあるを以て聊か同条約の経緯に就て其概要を説明し彼等の妄を啓発して置くべし

郡民諸君は倫敦条約に先つて大正十年十一月ワシントンに開かれたる海軍々備制限条約なるもの、締結されたる事を記憶せらるゝならん 該条約は政友内閣の下に貴族院議長徳川家達公 海軍大臣加藤友三郎大将を全権とし 後に倫敦条約反対の急先鋒となりし加藤寛治中将も海軍委員として参加せるもので此會議に於て帝國全権の主体は英米に対して七割比率を要求し 各国亦各々の立場にて自説を主張する所あり、幾多の曲折を経たる後制限範圍を戦闘艦航空母艦に止め我全権の七割要求は遂に貫徹する能はず英米各五に対し帝國三（六割）の比率に譲歩決定せるものなり、現在問題にせられたる倫敦条約なるものは此華府条約の後を享け更らに巡洋艦以下補助艦の制限を協定せるものにして、此會議に於ても帝國の主張は前會議の場合と同じく七割要求を強く主張せる為會議は波瀾口口將に決裂の危機に立つこと幾たびかの後全体として我主張の七割保有の目的は略ぼ達成せるも大巡洋艦に対しては戦闘艦に準ずるものとして華府条約の範圍を脱すること能はざりしは此に多少の不滿あるは仕方なき次第と謂ふべきも一面より見れば我國の平和を愛好するの精神は前後一貫せる所以を知るべし。

以上の経緯を顧る時若し倫敦条約を以て国防の安危に関する国辱的条約なりとせば政友内閣の華府条約の責任を如何にせんとするか 若し政友倶楽部諸子の主張の如く「此膝一たび外国に屈すれば辱め相次いで至る」云々を肯定すれば其備を作るものは明かに政友会内閣にあらずや、加之 華府条約に於ては単に海軍々備問題のみならず、日英仏間に四カ国条約なるものが締結され其目的は太平洋の平和を維持すると云ふ美名の下に内這 帝國の太平洋方面に口口せんとする努力を防過すると共に日英同盟条約破棄の口実に供せられ更に又同會議に於て九カ国条約の成立せるあり、此条約の表面的理由は支那の主權及領土保全、各国の機會均等等を規定し裏面に於ては帝國の支那に対する雄飛を阻止し英米のみ支那の歡心を買ひ同国内の排日思想を挑発せしめんとの魂胆を發せる者なりし事も明瞭にて尚此會議中に於て前年帝國軍人の尊き流血と莫大の国帑を費して我手中に収め得たる青嶋及び關係せる山東地域の特種權益を悉く支那に返還することを余儀なくせしめられたるはのみならず、大正六年中米國が 我國の支那に対する特種權益を優先的に享受し得べきことを承認せる石井ランシング協定をも一挙に廃棄せしめられしは洵に遺憾の極といふべし 以上は皆政友内閣の弱体屈從の結果より大局の打策を誤りたるものなり。

要するに主力艦保有制限の華府条約の存するが故に其後に享けたる倫敦會議に於ても帝國委員の最大努力にも拘らず大巡保有量比率が彼の如く圧縮さるゝ事に至れるも而も華府會議の如く海軍問題以外諸他の条約まで波及し帝國既得の特種權益を喪失し将来發展の素地を抑圧せられたる失態と同一の論にあらざるなり。然るに政友俱樂部諸子は自党内閣の如斯重大なる責任は之を知らざるが如き態を装うて独り民政黨の責任を糾弾せんとする如きは厚顔無恥も亦甚しと謂はざるべからず。

不景氣問題

又政友俱樂部宣言中に昭和五、六年の交我國に襲來したる不景氣を指して一に濱口内閣の消極政策の結果なりと大声疾呼せることも亦甚だ當時の實情を穿たざる淺膚の見と云はざるべからず 當時不景氣の襲來せる原因は種々ありと雖も

第一の原因は昭和四年末米國經濟界の大恐慌にして米國と生糸其他輸出貿易に於て緊密且甚大なる關係を有する我經濟界が其余波を受けて大なる打撃を蒙りたるは世人周知の如く取引價格千三百円台の生糸が惨落又惨落遂に只の三百円台に暴落したるのみならず輸出數量も著しく減少して横浜に滞貨せるもの二十万梱の多きに及べりと云へり 此一事を見ても如何に米國の不景氣が我國の經濟界に深刻なる打撃を与へたかを知るに足らん。

第二の原因は銀塊價格の暴落に因る支那經濟界の大混乱なり 支那は銀貨本位國にして我國としては米國に次ぐ商品輸出の大市場なるを以てその經濟界の混乱は直に我商品取引の捷塞を來したることの大なるものありしは論を俟たざる所なり。

第三の原因は我國綿糸布の大得意場たる印度に於て英國が本國の綿業者保護の立場より外國産の綿布に對して殆ど禁止的の重関稅政策を採るに至り我對印輸出が俄然絶滅の憂目を見ること、なりたることなり

第四の原因は前記米國經濟界の不況より惹起されたる世界的の大恐慌の影響なり 之は昭和五年春に至つて全世界に波及し各國は何れも商品の口積 物価の低落 失業者の続出 労働争議の頻発といふ惨憺たる状態を描き出せり、我國が直接間接之と關係して益々不景氣を濃化されたるは又止むを得ざるの数なりと云ふべし

第五の原因は恰も時を同ふして我國米國豊收の爲め穀價一石三十円台のものが急転直下十四、五円に激落し蚕糸の暴落と相俟つて農村の悲境は名状すべからざるものありたるなり。

之を要するに當時の不景氣は世界を通しての現象にて区々たる國內の政策的影響の如きは極めて輕微のものに過ぎず濱口内閣は寧ろ内外の此窮狀に對應せんとするために緊縮政策を取りたるものにて勿論當然必要の措置といふべし 然るに政友俱樂部がこれを以て一に濱口内閣の採れる政策の結果なりと誣ひ以て如上列孝せる明かなる事實に目を覆はんとするは決して国事を談ずるもの、襟度といふを得ざるなり、右郡民各位の聰明なる判断に訴へて正邪の鑑別を希ふものなり。

著者の原稿

○佐渡經營會

佐渡鐵道敷設に關しては九年二月山本悌二郎等が衆議院に建議書を提出して之を議決したけれども國民の輿論表示が必要なりとて山本を始め當時上京中の齋藤兎玉等より福原郡長へ書狀を發送したるに基き福原郡長は九年十一月二十一日河原田江戸屋旅館に佐渡經營會の役員會を召集した (以下略)

大正二號●佐渡經營會 [九年二月二十五日]

とあるも此集會は十ヶ月も前の齋藤等の書簡に依つたものでなく、其年十一月佐渡經營會の産業視察團

一行の内、村岡幸蔵等が東京へ立寄り山本代議士に面会した時、山本の曰く佐渡では鉄道布設を希望するとのことであるが幸ひ来年度（大正十一年度）の鉄道予算に二百万円の軽便鉄道費を編入してある、局も其箇所は未だ何れとも決定して居らぬから佐渡で希望あらば大々的に運動を起してはどうか、成るべく声を大にして活動する方がよいとのことである。席上野澤は軽鉄費二百万円の予算は計上してあるが、その敷設箇所が極って居らぬとは、どういふものか、予算面の上には現はれずとも事務的には箇所及金額の割当は内定して居るのではなかろうかと、縣予算杯の例を挙げて発言した。中山五兵衛亦問題の前途に不安なきやとの意味を述べられたが今は其要旨を記憶せぬ。この会の決定事項は大体著者の記述の如くであるが、上京委員の活動状況等に就いては予は別に真相の記憶を辿ることゝする。此会にて詮衡せる上京委員は野澤卯市、齋藤長三、本間金五郎、久保田金五郎、本間一松の五名で第二回上京の必要ある時は第一回の委員中より三名と高野宏策を加へて四名であった、委員一同は十二月中旬上京して先以て山本代議士に面会しようといふ会見を申込んだが差支があるとのことで、次の日齋藤長三が態々出向て懇談したるも二、三日は面会出来ぬとのことで、やむなく先方の都合つくまで待つことにした。四日許り過ぎて漸く都合が出来たと云ふので一同は山本代議士に伴はれて鉄道省に出頭、石丸次官に面会して請願の要旨を延べた、次官は佐渡鉄道のことは豫て縷々山本君から御話を承り御同情は致して居りますが、併し二百万円の軽鉄予算は己に割当のあるもので、佐渡へ廻す訳には行かぬが、幸ひ今期議会で鉄道網法が提案せらるゝから其法律案に依つて成るべく早き機会に実現する様に心配するとのことであつたが、委員一同は二百万円の軽鉄予算に割込出来ぬと聞て悄然自失したのであつたが、新法案に依つて来期議会で実現し得べき順位の獲得を見るやう専ら山本代議士の努力に期待したのであつた。併し該法案は目下法制局にて審議立案中の事故一旦は帰国して提案の頃更らに上京することゝして一同は帰途に就いた。（着京当時、山本と委員の会見が後れたのは山本が委員に会ふ前に石丸次官と打合せんとせしに次官に支障あつて数日後れたのであつたとの事後にて聞知した、）

一月六、七日頃、山本代議士から齋藤へ充て委員に至急上京せよとの電報があつたと云ふので十日江戸屋に会合した、目下議会は休会中であるので山本からの電報とは合点がいかないと、或委員から電文を見せてほしいと要求したるに、齋藤は必要ないものと思ふて無くしたとの答へに、委員中には奇異の思ひをなした者もあつたが兎に角山本からの招電だといふ事であれば、それを無視する訳には行くまいと云ふので、来る十五、六日頃各自出発といふことに決した。各委員共皆割切れないと云う思は一つであつたらしい、各自の上京も思ひ々であつたが、齋藤、本間（金）野澤は二十日に東京で顔を合わせたが高野宏策は数日後れるとのことであつた。齋藤は他の委員にも語らず屢々山本邸へ往復していたが、別に至急上京を促かされたといふ仔細もなかつた。鉄道網は鉄道布設法改正案と銘打つて法制局から二、三日中に内閣へ回り閣議を経て月末には衆議院へ提出せらるゝであろうとの事で其法案の内容を探聞するに線路数は百四十七線の多きに及んでいるが着手順序等は一切規定せられておらず毎年度予算編制の際決定するので、佐渡の両津相川間は其網中は組込まれてはあるものゝ実施期に就いては何等期待の掛くべきものがないといふことが明らかになつたので委員一同は、またまた失望の淵に投ぜられて悲觀の嘆声を発するばかりであつた。齋藤は一同が此失望の様子を山本に傳へた、山本は此場合に施すべき道はないが唯一の方策として該法案が委員附託となつた時吾党委員中相当の人物を選んで佐渡鉄道を来期（大正十一年度）議会で提案せしむる様嚴重に要求して政府委員から承諾の言質を取つて置けば来期の議案は確實となるから其工作を進むることとするとの事であつたと。此齋藤の言には委員中充分の信数を掛けたものもあり、又是迄の体験から照らして半信半疑の感想を持つものもあつたらしかつたが、鉄道法案の委員会は何日の事やら見当も附かず只其方面の事に専ら山本代議士の方寸にあることで委員等の関与し得る事柄でないから此上委員の滞在は意味をなさぬと云ふので、二月初旬齋藤一人を残して他は皆帰国した。後で齋藤に

残留中の報告を求め且つ質問したるに、鉄道法案委員会にて佐渡鉄道に関しては来期発案につき特別の要望説も出でず 政府委員の言明もなかったとの事であった。これで此問題は三度失望を繰返して終幕となつたのである

以上は予が記憶の俣を書き綴つたものである。著者の原稿に幾多の潤色誇張と無実虚飾の羅列に充てるものと比較対照して真偽の判定を乞うはんと欲するものである。其後此問題は殆ど政友会派の受持となつた形で経営会募集の残重もあつて大正十年十一年に亘つて仲川十左衛門、本間一松、青木永太郎等交々上京したのであつたが、何等得るところなくして自然立消えとなつた。

○結語

以上列举せしところはその大略に過ぎず、更らに仔細に亘れば、尚是正を要する点数十カ所に及ぶのであるが今は先ず是位にとどむることゝする。唯憾むらくば著者が老後の思ひ出として此業に従事して以来約五ヶ年、或は資料の蒐集に、或は資金の調達に東奔西走はも亦足らず全力を傾け畢生の業として黽勉努力せられつゝありしに、功を一簣に虧いて急逝せられたるは、史稿其物に対する批判は別として、其心事に対しては誠に同情に耐えざる次第である。

著者の史稿に倣ふて氏名の敬称を略す